

大阪市直営「貧民」学校の

設置・廃校過程とその背景

赤塚康雄

一、はじめに

戦前、大阪市で食しくて働かざるを得ない子どもたちのための「特殊小学校」が設置・運営されていたことは広く知られている。有隣、徳風、豊崎の諸学校である。

近年、そうした学校の設立経緯や背景、学校教育と子どもたちの生活の実態を追究した成果が次々と報告され、かなり明らかにされてきている。

例えば、碓井隆次による『どんぞこのこども——釜ヶ崎の徳風学校記——』（一九六八年）、山田光二による「大正期における被差別部落の子どもらと教育——大阪の夜学、徳風、有隣小学校を中心に——」（『天理大学報』第九一号、

一九七四年）、上笙一郎「明治の教育を撃つスラム学校」（『歴史読本』一九七八年七月号）、白石正明「有隣、徳風の子どもたち」（『大阪薬科大学教養論叢 ばいであ』第四号、一九八〇年）等である。

以上の先行研究から、我々は学校の設立経緯、維持運営費、子どもの教育と実態等をとらえ得るし、研究の視点を学ぶこともできるであろう。

本稿は、そうした遺産を継承し、しかも、以上の先行研究において、論及が遅れている私立特殊小学校から大阪市直営学校転換後の教育について説明をはかろうとしたものである。とりわけ、勤労学校への転換の経緯、勤労学校時代の教育実態と子どもたちの生活及び国民学校への組織変更過程に現われた大阪市、学校側の構想をカリキュラムを含め

て検討することに力点を置いている。

なお、国民学校期の教育については、稿を改めて説明をはかる予定をしているので、ここでは、ふれていない。また本稿中、「尋常高等小学校」と称する複雑さを避けるため、「一般小学校」と記していることをお断りしておく。

二、公立「特殊」小学校の成立

(1) 公立小学校転換への経緯と背景

夜間学校として発足し、その後昼間部を加えた私立有隣、徳風両小学校が大阪市に移管されたのは、大正十一年四月であった。大正十一年移管を目指して、その二、三年前から、あるいは数年前から準備が始められていた、ないしは、空気が醸成されていたと推定しなければならぬ。したがって、移管への背景をおさえるために、大正五、六年～十一年の期間にさかのぼって、有隣、徳風の地域を中心に、大阪市の状況を明らかにしておかなければならぬと考える。

まず第一次世界大戦の影響が挙げられる。第一次大戦によって大阪の工業は発展した。当然、労働者は増加する。しかも、戦争による好況は、労働力の移動を激しくさせ、

各産業部門のうち、例えば、重工業は熟練労働者の需要を一層増大させ、したがって賃金が上昇した反面、不熟練工は戦後のインフレに、みじめな生活を強いられることになった。

この窮乏化した不熟練労働者層は、大阪市周辺、接続町村へ流れ込み、より大きいスラム街を形成していく。徳風小学校児童のバックグラウンドとなる今宮町、心華小（豊崎校の前身）を含む豊崎町に第一次世界大戦中に都市貧民街が形成される過程を確認しておかなければならない。

『大阪府百年史』²⁾は、屑物行商、荷車引きに従事する労働者及び仲仕、古物商の増加を指標に、今宮、豊崎の貧民集住傾向を明らかにしている。その状況は第一表、第二表の通りである。

こうして、日本の資本主義の発展は都市を膨張させ、その過程で貧民街を形成し、そのなかで釜ヶ崎の貧民層は低賃金労働力の供給源、老廃し枯渇した労働力の廃棄場所³⁾としての役割を担っていく。当然、彼らの生活は家族五～七人で三畳もしくは四畳半の家に住む者が半数以上を占めることになる。

この状態を『今宮町志』は、「釜ヶ崎は四十余軒の木賃宿を有し各地よりの落伍者集団し、風紀衛生の醜汚なる、思想の險悪なる従て悲惨事の頻発する等言語に絶し、官公

第2表 豊崎町（十三橋署）の「貧民」増加の傾向

	大正3年	4	5	6	7
屑物行商	223 (100)	601 (269.5)	628 (281.6)	840 (376.7)	818 (367.3)
荷車引き	374 (100)	517 (138.2)	858 (229.4)	1,270 (339.6)	1,277 (341.4)
仲 仕	586 (100)	886 (151.2)	671 (114.5)	828 (141.3)	902 (153.9)
古物商	405 (100)	731 (180.5)	884 (218.3)	1,061 (262.0)	3,336 (823.7)

- 注 1. () 内は大正3年を100としたときの割合。
 2. 小数第2位四捨五入。
 3. 十三橋署管内全体の調査であるが、豊崎町が圧倒的に多数を占めている。
 4. 『大阪府百年史』P848より作成。

第1表 今宮町（住吉署）の「貧民」増加の傾向

	大正3年	4	5	6	7
屑物行商	387 (100)	500 (129)	515 (133)	665 (171.8)	882 (227.9)
荷車引き	97 (100)	152 (156.7)	296 (305.2)	315 (324.7)	373 (384.5)
仲 仕	255 (100)	188 (73.7)	552 (216.5)	586 (229.8)	1,143 (448.2)
古物商	589 (100)	631 (107.1)	725 (123.1)	892 (151.4)	1,229 (208.7)

- 注 1. () 内は大正3年を100としたときの割合。
 2. 小数第2位四捨五入。
 3. 住吉署管内全体の調査であるが、今宮町が圧倒的に多数を占めている。
 4. 『大阪府百年史』P848より作成。

小川の心配は事実となって現われた。大正七年七月二三日、富山に発した米騒動が八月に入って大阪に波及したが、その中心は今宮であった。

七月に入って、米価は騰貴した。当時警察官でさえ給料だけでは生活できず、妻に内職させるか、自身も非番の日にはそれを手伝うという状態に追い込まれていた。もちろん、退職者が続出していた。貧しい労働者はどのような状態にあったか想像がつくであろう。八月に入ると釜ヶ崎のめし屋は店を閉じてしまう。

こうした状況のなかで、八月の九日から一〇日にかけて、釜ヶ崎の木賃宿四五軒の二七〇〇人の労働者を中心に今宮町民の蜂起となって、大阪の米騒動は始まったのである。

米騒動を契機に、ないしは教訓にして、大阪府・市は、社会問題の研究、社会事業の取り組みを開始する。市民館の建設、公設市場、簡易食堂の増設、共同宿泊所、診療所、託児所などがそれである。大正九年四月には社会部を設置している。

米騒動を契機にした行政施策は、教育に対してどのような影響を与えたであろうか。

大正時代に入って、第一次大戦の影響で、大阪の商工業が著しく発展したこと及び低賃金労働者が数多く生み出さ

吏も殊に警察官ですらも其職務を執行し得ない状態であった」と述べている。屑物商、荷車引きを始めとした低賃金労働者、働けなくなった年老いた労働者を落伍者とみなし、彼らの著しい増勢を集団し、とらえ、その生活ぶりを醜汚、考え方を陰悪と、みなしたのである。とりわけ、問題であったのは「思想陰悪」なことであった。

このことについては、大阪府知事に招かれて、大正二年四月以降、嘱託として、社会事業の指導監督に当たった小河滋次郎は、いみじくも、「大阪市そのものにとつては一つの脅威をなし、其の状あたかもいつ爆発するかもしれない火薬庫を眼前に控えている様なもの」であり、大阪にとつてこの地域はあたかも危険なる一大火薬庫の何等の防備なくして開放せられて居るようなもの」と治安面から、憂慮しなければならなかったほどである。更に行政官としては、「文明都市として、また帝國商工業都市としての体面を傷ふ」ものであることを痛感せずにはいられなかったほどであった。

大阪南部に対して、北部の豊崎町も同様の状況が生じていたことは、第二表から容易に推察できるであろう。

したがって、先の小河滋次郎の心配は、単に今宮のみにとどまらず、豊崎も含めて、大阪市の場末、接続町村に展開する全スラムを含んでいたと考えなければならぬであろう。

第3表 大阪市教育部による「細民」密集地帯における不就学児童数調査結果

「細民」密集地帯名	不就学児童数	調査者
(1)市外、今宮町方面（通称釜ヶ崎及其附近）	600	小寺警部補
(2)市内今宮（広田町、東関谷、日本橋、下寺町）	184	戒署
(3)北島町	400	広田巡查
(4)市外、豊崎町	500	矢倉巡查部長
(5)天神橋、葉村町	500	佐藤巡查部長

注 1. 「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」（部落解放研究所編『大阪同和教育史料集』第5巻、P245~6）より作成。

2. 不就学児童数は推定概数である。

れ、接続町村に、集中して住んでいることは既に明らかにしたが、当然、この時期は、学齢児も増え、教育の問題がますます論じられる時期であった。

スラムの子どもの教育は、有隣、徳風に代表されるように、私立学校の形で民間まかせで行われていた。対照的に東京都では、萬年、三笠、鮫橋の三校が明治三十六年、行政の手で設立されたのを手始めに、続々と生まれていく。この東京の施策に比較して、大阪の場合、行政施策の遅れとして、識者の眼にうつるのであった。

この大阪のやり方に対し、朝日新聞、毎日新聞、救済事業研究会などは批判的な見解を持っていた。例えば、毎日新聞は「ドン底生活」という特集を連載していたが、そのなかで、「大阪は、一の市立特殊小学校すらなく、僅かに私立の徳風、有隣、累徳、心華、愛染橋等の特殊小学校（又は夜間学校）の存在する事によって、若干の貧童を収容教育するだけだから、従って就学歩合の東京に比しはるかに劣等であるを免れない」と批判し、大正七年には、朝日新聞は、大阪市は、「貧民教育を私設学校に一任して僅少な補助を支給するほか傍観視している」と批判している。

こうした批判を浴びながら、そして必要を感じながらも、大阪市の教育行政は、一歩前進することができずにいた。しかし、米騒動の勃発は、いつまでも、スラムや部落の子

どもを富豪の善意にたよる慈善学校のままにしておくことはできない情勢にあることを示唆していた。救済と同時に治安対策面から、施策を進めなければならぬことを悟り始めるのである。大正七年以降、林、小河のコンビで大阪の社会事業が本格化しつつあったということも、教育行政を動かす要因になったであろうと推定されよう。

大阪市の教育補助金が、米騒動の前と後では、大きく異なるところをみても、米騒動が与えたインパクトの大きさを容易に想像できよう。例えば、有隣小学校に対する市の補助金は、大正七年八〇円、八年五〇〇円、九年一七九〇円と飛躍的に増大していくのである。

以上のように、米騒動が第一のインパクトとなり、それによって第二には、大阪の社会事業が本格化し始めるという行政施策の進展、第三にはジャーナリズム等の私立依存への批判、第四には、慈善行為の教育上の疑問及び慈善に頼ることの教育の限界（教育の権利の主張まではいかない）という見解の多出等を基盤に、私立学校から大阪市立学校への転換をはかろうとする動きが顕著に認められるようになるのである。

具体的には、市行政の社会部ではなく、教育部として初めて、「細民密集地帯」を調査し、そのうえに立って「特殊学校」を市として設置するか否かを決定しようとする動きをみせる。

大正一〇年に、大阪市役所教育部の視学鈴木治太郎をこの任に当たらせ今宮、日本橋、北島町、豊崎、天神橋六丁目の「細民密集地帯」を調査し、公立「特殊学校」建設の可否を導き出そうとしたのである。その結果は「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」と題する「報告書」に提示されている。ここでいう「廃学児童」とは今日いう不就学児童のことである。この時の調査によると「廃学者」数は第三表のように報告されている。

以上のように、各密集地帯ごとに不就学児童数を算出（推定）し、更に不就学の生じる原因と不就学児童の現状を略記している。

例えば、今宮方面においては、四一四七名の木賃宿常泊者は、あくまで宿泊人として扱われ、寄留ではないので、「従って其ノ児童ハ今宮町役場ノ学齡簿トハ全く無関係ニシテ入学ノ督促モ受ケス進ンテ就学セントスル者アルモ公立学校ニ入学スルコトハ頗ル困難ナル事情ニアリ」「児童中ノ少数者」が徳風小学校や四恩学院に通学し「其大多數ハ廃学ノ儘ニアリ」と原因と現状をとらえ、したがって、「幼キモノハ木賃小屋周田ノ地ニ悪戯ニ耽リ稍々長シタル者ニアリテハ各種ノ少年労働ニ従事シ」と述べてい

る。また、豊崎方面の状況について「木賃宿四十一軒」だけでなく、「学齡児童数四百七名内公立小学校二通学スルモノ二十一名残り三百八十六名ハ中途退学者又ハ未就学児童」であることを伝えている。

以上にみた細民とその子どもの実態をそのまま放任しておくことは、(1)人道問題であり、(2)国家社会の物質的損失であり、(3)危険思想を醸成し、その結果として大商工業都市大阪の産業的根底をゆるがしかねず、そのことは、「我帝国ノ精神的健康ヲ危クスル」と改善方を示唆したのである。こうした事態を回避するために、大人は不良化しているが、子どもは相対的に「無垢ノ状態」にあり、彼らに「適當ナル教育ヲ施シ是等細民ノ第二世ノ魂ヲ救フト共ニ此ノ教育事業ヲ中心トシテ子供ヲ通シテ親ノ精神ノ救済ニ及ブ」ことが良策であると提案した。

ここでは、子どもの教育についてももちろん配慮されているが、それは第二義的であって、あくまでも「帝国ノ精神的健康」を守るために、細民の扱いが考えられ、そのために子どもへの教育を通して行おうという構図も認められるのである。

そのための学校を市として設置するか否か、その判断資料を作成することが鈴木らに課せられた今回の調査目的であったと考えられる。

営が、「巡查が事務をとる、そして登校の督促にも巡回するという警察の学校」から、大阪市直営に転換したことは、教育の観点が大きく加わったことを意味している。

大阪市の学事に関する一切の統計を掲載した『大阪市学事統計』には、「自大正十一年至大正十二年」版(市役所教育部 大十三・五・八)から、当然、有隣、徳風のこと が記録として現われる。もちろん、同じ大阪市の学校とい いながら、他の一般公立小学校とは異なる内容が認められる。それを押さえることを通して、有隣、徳風の「特殊性」を明らかにすることができる。以下『学事統計』の記述を追うことにする。

① 戸数人口及学齡児童

各学区ごとに戸数や学齡児童数が掲載されているが、徳風、有隣の場合、「学齡」というところに含まれない児童を収容しているので当然、これに関する記述はない。

② 小学校という欄を設け、大正十二年四月十五日現在の学校名、位置、その他学校の設置負担区域、創立年、校地坪数、校舎建坪数、延坪数、教室数、運動場坪数等が記されている。例えば、有隣の子どもが本来通学する、栄第一か、第二小学校の設置負担区域名として、西浜南通三丁目外十三ヶ町、同じく、敷津、大国小の場合、木津大國町一丁目外十三ヶ町と記載されているのに対し、有隣の負担

結論は、南北両地帯のうち「北部ニハ市立直営ニシテ稍大ナル学校ノ設置ヲ必要トシ南部ニハ従来ヨリ尽力サレタル特志家経営ノ事業ヲ尊重シ、コレノ了解ヲ得テ其事業ヲ繼承シ發達セシムルヲ可トス」というのであった。

つまり、豊崎地域には新たに市立特殊学校を設置、南部地帯は、従来の私立有隣、徳風を市が継承することを示唆する内容であった。こうして、大阪市教育部としての見解は固められ、市立学校への転換及び設置を目指して、準備が進められた。

大正十一年(一九二二)二月、大阪市会で、有隣、徳風を市直営にすることが可決され、大正十一年度から、両校は、大阪市立小学校(直営)になったのである。なお豊崎地域は、勤労学校形態で新たに学校を新設することを予定した。

(2) 大阪市直営夜間特殊小学校の成立と教育

本節は、市立小学校になった徳風、有隣の教育の状況を明らかにすることを目的として置いた。但し、市立小学校を名のるのは、大正十一年から、勤労学校へ改組される昭和二年までの、わずか五年という期間に過ぎないから、ここでは、私立小学校の時期の教育との差異、学校の規模を明らかにすることが主となるであろう。もちろん、学校経

区域には、「市直営」と書かれている。徳風も同様である。大阪市内では、昭和二年三月末日まで、学区制が採られ、それぞれの設置負担区が、学校の財政を支えていたが、有隣、徳風の場合、それがなく、市直営の学校であることを示している。したがって、財政面については、市直轄学校歳入予算、歳出予算の項に商業学校、盲聾校などと一纏に書かれている。そこに特殊小学校の第一の原因がある。第二に有隣二四〇、徳風二五七という校地坪数は、他の学校に比して飛び抜けて狭い坪数である。この規模の校地しかない学校は例外的に大宝小学校二二七坪があるだけである。但し、大宝の場合、前年度、八六九坪とされており、まじがいでであると考えられる。であるならば、大阪市公立小学校のなかで、もっとも規模の小さい学校になる。

③ 学級数の欄をみると両校とも一年～六年各学級一合計六学級で、一学級平均児童数は、徳風五三、有隣五八で南区平均五二よりやや多いという情況が認められる。ちなみに、西区の平均は五〇、東区の平均は四九、北区五五で、市の平均は五五であった。

④ 児童数について

第四表中、勤労学校以外の学校との相違で注目される特徴は、夜間の子どもの職業に関する記載である。

この表から、徳風の子どもの殆んどが、職業より収入を

第4表 夜間小学校児童の特徴

	児童数		家事手伝い(%)		奉公人(%)		職業により収入を得る者(%)		徳風 有隣 全市
	男	女	男	女	男	女	男	女	
大 12. 4. 15	40	22	7.5	4.5	1.3	0	80.0	95.5	徳風
	145	90	24.8	42.2	10.3	22.2	49.7	48.9	有隣
	2,925	875	10.8	29.0	61.1	35.7	23.9	28.6	全市
13. 4. 15	39	20	2.6	1.5	5.0	0	100	100	徳風
	115	69	19.1	24.6	8.7	1.4	47.0	56.5	有隣
	2,817	938	11.9	28.3	53.4	29.6	29.8	35.3	全市
14. 4. 15	26	4	42.3	100	23.1	0	34.6	0	徳風
	114	50	13.2	14.0	6.1	0	75.3	50.0	有隣
	3,178	1,421	12.2	26.5	51.2	37.6	40.1	40.9	全市
15. 4. 15	39	5	38.5	60.0	15.4	0	46.2	40.0	徳風
	145	51	2.8	7.8	4.1	5.9	88.3	60.8	有隣
	3,143	1,205	13.9	32.8	51.8	32.0	29.9	24.6	全市

得、有隣の約半数の子どもが同傾向を示しているのに対して、全市平均では二〇％で、多い年度でも四〇％という数値になっていることが判明する。但し、徳風の場合、一〇〇％得ている年度もあれば、零という年度もあるというように、極端な差が認められるが、一見して、職業より収入を得ている子どもの割合が高いところに特徴がある。つまり、職業について収入を得て家計を支えねばならなかった子どもが多かったことを示している。

本表より明らかになる第二の特徴は、全市の場合、奉公人として働いている子どもの率が高いことである。つまり、でっち奉公、職工になって昼間働き、夜、学校に来ていることを推定できる。それに対して、有隣、徳風の子どもは、家事手伝い、もしくは、親につれられて働きに出ることが多かったことを示している。

この統計表は、大阪市の夜間小学校の児童が家事手伝いか奉公人として働くことが多いという一般的事象を第一義にして、作成している。有隣、徳風のように、子どもが働きに出るということの特殊な事象については捨象され、したがって、子どもの仕事の詳細が明らかにならない。そこで、子どもの職業を調査した『貧民窟と少数同胞』(九五頁)から、有隣の子どもの職業をみておこう。この書は大正十二年六月に出版されており、序言によれば大正

八年から十一年にわたって調査したものであるという。何れの年度か、確定できないが、児童総数三五三名中一七六名が職を持っており、その内訳は次のようになっている。

- 一、子守 三七人
- 二、下駄直し 三五五人
- 三、雪駄職 一六人
- 四、煙草職工 一四一人
- 五、硝子職 一四一人
- 六、マッチ職工 七人
- 七、白墨職 七人
- 八、靴職 六人

(五人以下略)⁽¹⁶⁾

ここで井上は、「自分等の稼丈では其日を送れない、頑是ない七つか八つの子供に迄内職をさして糊口の足しにする」と述べている。もちろん、そうせざるを得ないところに追い込まれているのであり、本質をみていないという問題は残るが、どのような仕事に従事していたかをみるのに好個な資料である。下駄直し、雪駄職など、部落に特有な仕事に子どもが働きに出ることがわかるであろう。大阪市全体として、奉公人、家事手伝いが多いなかで、有隣校のきわ立った特徴を示しているといえよう。

一般に奉公人という場合、職工、商家のでっち奉公などが考えられる。それを続けることによって技術も高まり、給金も増え、商店によってはのれん分けにあずかることもあったと推定される。しかし、有隣、徳風の場合、それは不可能に近い。いかに労働に従事しようと、その場限り

のものであり、将来への生活保障にはなり得ないものであった。ここに同じ幼年労働といっても両者を分けるものがあったのである。⁽¹⁷⁾

このことは、私立から大阪市直営になったにしても、社会構造に変化がない以上、児童労働に変わりがなかったことを示している。

ただ、富豪の慈善で運営されるのではなく、市の責任において、運営されていくことは、学校経営に安定をもたらせたことは否定できない。例えば、教師は市からの借り物ではなく、有隣、徳風専属の教師であり、我が校の子ども、我が校の教師という関係が成立したのである。

- (1) 大阪府編『大阪府百年史』昭和四三年、八四七頁。
- (2) 同前八四八頁。
- (3) 同前八三六頁。
- (4) 同前一一六〇頁、詳細は、井上貞蔵『貧民窟と少数同胞』敵松堂、大正十二年 六〇頁、六九頁参照。
- (5) 貞本義保『今宮町志』西成郡今宮町、大正一五年 二九九頁。
- (6) 前掲『大阪府百年史』
- (7) 碓井隆次『どんぞこのこども―釜ヶ崎の徳風学校記―』教育タイムス社、昭和三〇年 一一二頁。
- (8) 『民生事業史年表』三二～三七頁参照。

- (9) 前掲『どんぞこのこども―釜ヶ崎の徳風学校記―』一四五頁。
- (10) 白石正明「有隣・徳風の子どもたち」()はいでいあ『大阪薬科大学』一九八〇年、二五頁。
- (11) 前掲『どんぞこのこども』一〇三頁。
- (12) 救貧、治安対策が前面に出た私立時代とは異なり、それらによりながらも、教育の観点から学校経営がなされる方向へ転じるからである。
- (13) 市立移管は大正十一年四月、したがって、同年四月から市の直営学校になったので当然、学事統計の『自大正十年至大正十一年』から掲載されているはずであるが、徳風、有隣の記録は一切のせられていない。両校は行政からみれば、当初この程度の存在であったのかもしれない。
- (14) 学区制については、『大正十四年度大阪市教育要覧』『昭和二年度大阪市教育要覧』一頁以下参照。『財政合理化大阪市学区問題』(昭和六年、大同書院)にも詳しく。
- (15) 前掲『大阪市学事統計・自大正十一年至大正十二年』一六五頁。
- (16) 徳風校の場合、井上の調査によれば次の通りである。在籍児童三八八名、職を持つ児童一七九名で、その内訳は次の通りである。①マツチ職一七人、②ガラス職一五人、③赤玉洋酒屋一五人、④玩具職一二人、⑤鋳金職一二人、⑥鉄工職九人、⑦専売職工九人、⑧夕刊売九人、⑨キャラメル包七人、⑩鍋工七人、⑪化粧品屋七人。

う。

既に大正十一年四月十二日、南部では、有隣・徳風を大坂市に移管させたが、北部では、母体になる学校がなく、新たに設立の必要性があり、遅れていたが、私立心華小学校を發展させた形で、「東宮殿下ノ御慶事ニ際シ特ニ貧困児童就学奨励ノ為御内務金御下賜ノ恩命アリタルヲ以テ本市ハ其趣旨ヲ体シ」(北部ニ於テ新タニ本校ヲ設立)する運びとなったのである。

その内容は「運用ノ自由アル小学校類似ノモノトシ児童ニ対シ学用品被服ヲ給与スルノミナラズ食事及生活費ノ一部ヲ補給シテ就学ヲ容易ナラシムルト共ニ重キヲ職業教育ニ置キ併セテ普通教育ヲ施」す学校であるという説明に現われている。小学校類似とは、年齢が同程度で、その教則を基に教育するという様な意味に過ぎない。「豊崎勤労学校案内」には「小学校の規範にも、中等学校の規範にも拘泥せず、特殊の教育機関として生成すべき使命を負って居る」学校と明らかにされているし、大阪市の教育要覧には特殊教育の項に入れられていることからわかるように、就学困難な子どもに補助金を出し、就学を容易ならしめ、職業教育を主とする学校である。つまり手に職をつける学校であった。卒業後自立生活をできる能力をつけるためであった。この学校に就学させるに当たって、「親の仕事

マッチ、ガラスなど、有隣が部落産業型なのに対し、徳風はやはりスラム型を呈しているという違いはある。

(17) 白石は、有隣・徳風と他の夜学校にみられる差に注目したように、「市立日本橋夜学校などの児童の労働は、一才以下は家内で親の仕事を手伝い、一才以上となって他家に雇われ、それも年季奉公というかたちで、一つの職業に熟練してゆくのだが、有隣・徳風両小学校の子どもの場合は、はじめから家庭外で就業し、熟練を必要としない職種につきざるを得なかった。そして、彼らの職種は、不熟練なるがゆえに、つねに不安定な職種であった。」(前掲「有隣・徳風の子ども」一六〇―一七頁)

三、勤労学校への転換

(1) 勤労学校の成立

鈴木らの調査を基礎に、大阪市教育部は、北部の細民地帯に、学校を設置することを構想したことについては既に触れた。そのプランは、大正十四年四月豊崎勤労学校の設立となって実現する。豊崎勤労学校の校長を歴任した小沢伴蔵は、その著『勤労学校と教育の実際』(鳳林堂、昭和六年付録一頁)で、鈴木の調査―市会決議について触れている。調査が学校設置に有効であったということである

手伝はねば、とても父子二人喰ってゆけないというので、三度の食事を学校で与へ、着物まで被せるといふ約束で漸く入学を納得させられた児童もあつたといふ。

生徒の定員は三〇〇名、修業年限は本科六か年、そのうえに一年の補習科を置いた。本科は小学校尋常科の年齢に当たる子どもを収容し、補習科は高等科に対応するものであつた。経費は一六万円余、校舎は大正十四年三月に竣工し、職業教育を施す作業場は五月下旬完成、教室は十二月に竣工している。作業室は一八、〇〇〇円、校舎は六〇、〇〇〇円要したといふ。職業教育に力点のかかっていることがわかるであろう。

従がつて、まず済美、豊崎各小学校の尋常科を卒業した二名の児童を補習科に六月一日から受け入れ、家具、玩具、塗工の指導を開始するというように、同校の教育はまず補習科から始まったのである。発足の経緯はその後の学校経営に大きな影響を与え、補習科にかなり力が注がれ、工業学校、職工学校の卒業生と同等の力を持つに至つたといふ。

一方、市立小学校に転換した有隣・徳風が、勤労学校に再転換したのは昭和二年六月一日であった。先行した貧民用の職業教育機関として豊崎に合わせようと企図したものと推定される。昭和二年以降、大阪市は、特殊学校とし

第二表の一週間当たりの時間数に現われているように、勤労学校は尋常小学校に比べて、普通教科が少なく、作業系学科が多いのが特色である。但し、普通教科のなかでも理科は多い。作業学科と関連が深いためと推定される。図画の多いのも作業科の製図への基礎の含みを持たせようとしたものだと考えられる。

このように、「作業科」に主眼の置かれているのが、勤労学校のカリキュラムの特徴であった。

高等科の場合、この傾向が一層明瞭となる。尋常科——本科と同様に、高等科——補習科の教科と毎週の時間数を比較したのが、次頁の第三表である。

勤労学校の原則として、一般校の高等科に当たる補習科は一年であったから、一年に限って検討を加えると、いわゆる普通教科とされる国語、算数、理科、地歴等が、圧倒的に時間数の少ないことが読み取れるであろう。修身は二分の一、国語は六分の一、算術は四分の一の時間数にしかならないことを示しているし、地歴、理科、図画、工作、唱歌、体操に至っては全くとられていない。総時間数は同じであるから、その差し引き分は、すべて作業科に回した形になっている。当然、普通教科の学力は、不足したことはないであろう。しかも、学習内容を比べてみると、その差は実に大きかったとみななければならない。

第2表 勤労学校本科と尋常小学校の週時間数の比較

学科	学年					
	1	2	3	4	5	6
修身	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	1 (2)
国語	8 (10)	8 (12)	8 (12)	8 (12)	4 (9)	4 (9)
算術	(5)	2 (5)	4 (6)	4 (6)	4 (4)	4 (4)
地歴					2 (2)	2 (2)
理科				3 (2)	3 (2)	3 (2)
図画	2	2	2 (1)	2 (1)	2 (男2 女1)	2 (男2 女1)
唱歌	4 (4)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1 (2)
体操			3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
裁縫				(2)	(女3)	(女3)
作業手	6	6	6	6	10	10
計	21 (21)	23 (23)	25 (25)	28 (男27 女29)	30 (男28 女30)	30 (男28 女30)

注 1. 数字は勤労学校本科の時間数。()は尋常小学校。
2. 各勤労学校発足時の学則より作成。

て、この三校をくくっていく。こうして、学則を始め、ほぼ類似の教育体制がとられていくことになる。

三校とも勤労学校となった昭和二年の度児童数、学級数、教員数、経費等は、第一表のようになっている。

本表から明らかになるように、各校とも本科六ヶ年と補習科(一～二年)の課程を置き、正教員五名、嘱託数名によって教育活動に当たらせている。

(2) 勤労学校の学校教育

勤労学校は「忠実に働く習慣を養成する学校」であり、「働かない者は、本校の生徒ではない」とまで考えられた学校である。「忠実に働く事によって知識技能を修得し、人格の完成を図るのが勤労学校」であることまでされた。

したがって、働くこと、つまり職業教育が教科課程の中軸とされたのである。先に述べたように、勤労学校は「重キヲ職業教育ニ置キ併セテ普通教育ヲ施」す学校であった。これを本科だけに限ってみても、「義務教育と職業の基礎的陶冶」をなす学校であることされ、職業教育に力点がかかったことはいうまでもない。授業時間数を一般の尋常小学校と比較するとその特徴が一層明らかになるであろう。

第1表 各勤労学校の概要(昭和2年度)

校名	豊崎勤労学校	徳風勤労学校	有隣勤労学校	合計
設立年月	大正 14 年 5 月	昭和 2 年 6 月	昭和 2 年 6 月	
分科	本科昼 補習科 計	本 科 夜 補習科 計	本 科 夜 補習科 計	
修業年限	6ヶ年 1ヶ年	6ヶ年 2ヶ年	6ヶ年 1ヶ年	
生徒定員	300	280	520	1,100
生徒現員	121 65 186	181,48, 24 253	288,171, 13 472	911
学級数	4 5 9	5, 3 4 12	6, 4 1 11	32
教員数	員正教	5	5	15
	嘱託計	6	5	6
経費	23,591	19,666	23,027	66,284
費計	23,591	19,666	23,027	66,284

貧しき、差別の淵に沈む親から生まれた故に、子どもたちに教育の機会が与えられたにしろ、こうした教育保障では、とうていそこから脱出を望み得べくもなく、差別と貧しきの再生産につながったに過ぎないと考えられる。しかし、こうした子どもを「救う」道は、まず手に技術をつけさせることしかないと考えたのである。そのために置かれた作業科について検討を加えたい。

モデル校とされる豊崎の補習科を例にとると、男子の場合、家具部、玩具部、塗工部のコースがあり、「工具使用法、工作法実習、塗装法実習」が課せられている。それが週三〇時間の学習の中心をなすものであった。

女子の場合は、和裁部、洋裁部、手芸部に分かれ、「小物類、及児童服婦人服ノ裁方縫方」「和服ノ一般的裁方、補綴及手入」及び「編物、刺繍ノ一般」を二八時間かけて学習するのである。

その成果と技量は、大正十五年度の事例であるが、『大阪』誌の一記者の次の報告からおしはかれよう。「何でも一週間前から豊崎第五小学校の壊れた机や椅子の修繕に教師引率で三〇名ばかりが出掛けたばかりだといふ。未だ修業中の生徒が実地に飛出して果してうまくやり遂げるか、どうか、最初はひそかに危ふまれたそうだが、出来上った成績を見ると、児童用机四百、腰掛三百、講堂用机二

第3表 勤労学校補習科と高等小学校の時間数の比較（勤労学校発足時）

	1 年	2 年
修身	1 (2)	1 (2)
国語	1 (6)	4 (6)
算術	1 (4)	3 (4)
国史	(2)	1 (2)
地理	(2)	1 (2)
理科	(2)	2 (2)
図画	(1)	(1)
手工	(1)	(1)
唱歌	(1)	(1)
体操	(3)	2 (3)
実業	(男5) (女2)	1 (男5) (女2)
家事	1	} (4)
裁縫	} (4)	
作法		1
作業	和洋家具	} 18
	木工玩具	
	塗工	
	洋裁	
	和裁	
	手芸	
ミシン	女28	} 18

注 1. 男子29時間、女子30時間。
 2. 豊崎勤労学校1年生分、但し2年は昭和14年以降徳風勤労学校分。
 3. () 内は尋常高等小学校高等科。

百、教壇十三、塗板四、三角棚六、教卓五、戸棚二、帽子掛二、塵箱二、傘棚下駄箱各一とこれだけ沢山の器具類を僅か三〇名が手分けして一週間も経たぬうちに殆んど修繕を終へた」のである。

普通教科を極力少なくし、その時間を作業科にふりわけたの授業であつただけに、生徒たちの技術はかなり向上していたのであろう。

職業教育の根本は、自立ということにあつた。「忠実に働く事によって、知識技能を修得し、人格の完成を図るのが勤労学校の目的」とされた。

その根底には、「生活の向上を図るために働かねばならぬ、働かないで生活したり、働かないで健康を増進したり、働かないで知識技能を修得したりしようとする事は、天地自然の理法に反した不自然な事」であり、「不自然と云ふ事は、破壊への第一歩である」との考え方があり、貧しい子どもたちを救済するのは、労働を通しての自立であるといふことであつた。したがって、学習用具を給与したり、給食したりすることは、手段であつて、あくまでも精神的救済でなければならぬのであつた。精神的救済とは、自立の精神を培つたことであり、自立のためには、労働の習慣をつけることであつた。そのための手段として、モノを与えるのである。単にモノを与えることは惰民

第4表 勤労学校各年度児童数

学校 課程 年度	豊 崎			有 隣			徳 風				
	計	本 科		計	本 科		計	本 科		補習科	
		昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間		
大正 14	(19)			(400)	(180)	(213)	(7)	(217)			
昭和 1	(119)			(456)	(250)	(191)	(15)	(204)			
2	169	121	48	466	286	167	13	250	180	50	20
3	203	142	61	467	266	185	16	252	182	50	20
4	207	157	50	420	259	145	16	254	191	43	20
5	262	201	61	452	264	182	6	293	197	70	26
6	260	199	61	500	319	173	8	327	230	68	29
7	252	197	55	491	317	166	8	364	251	75	38
8	303	253	50	508	348	138	22	589	336	193	60
9	333	273	60	514	355	140	19	607	400	142	65
10	296	237	59	475	337	123	15	484	350	74	60
11	290	225	65	487	332	144	11	438	332	52	54
12	299	232	67	511	325	178	8	412	297	55	60
13	301	235	66	486	349	129	8	426	297	69	60
14	283	237	46	470	324	126	20	430	299	72	59
15	199	152	47	451	305	110	36	367	252	62	53

- 注 1. 各年度5月1日調。
 2. 大阪市教育部長発・大阪府学務部長宛「小学校ニ類スル各種学校廃止ニ関スル件」(昭和15年11月9日付)添付資料より作成(『大阪同和教育史料集』第5巻 P.280~281所収)。但し()内は各学校調。(本調査は勤労学校を国民学校に転換するに際し、大阪府へ報告のため作成されたもの)。
 3. 各学校から報告させた資料を学事課所蔵資料で修正したと推定される。学校からの報告とここに掲げた数字とではちがいがあがる。例えば途中転入を入学としたりしているからである。
 4. 有隣、徳風校大正14年度・昭和1年度分は小学校。

を作るに過ぎず、それは恐るべき罪悪であると考えられた。これは今日も通用する重要な指摘であった。

(3) 勤労学校の子どもの中退率、出席率

本節は勤労学校に通学した子どもと彼らの生活に視点を置いて、学校教育の背景を探ろうとするものである。まず、勤労学校がどの程度の規模で、どの程度の子どもが入学し卒業したのかをとりあげておきたい。

第四~六表からその傾向を概観すると、児童数が最も多くなる年度は、三校とも、昭和九年であり、一つのピークに達していることが明らかになるであろう(第四表参照)。

入学児童数は、昭和七年から九年にかけてが比較的増勢を示し、卒業児童の数は、かなりバラつきが認められ、傾向としては、昭和九年度から十三年度にかけてがピークになっていることが明らかになるであろう。但し、焦点となる有隣・徳風校の夜間卒業生に限定すると、本科の場合、両校とも昭和二年が四七名、一、二名と最も多く卒業者を数え、補習科の場合、昭和七年の一六名、八名が最も高い。但し、後に明らかにするように、途中編入、退学が多いので、調査対象時点で、そうした傾向にあったということをお断っておかなければならない。

尋常科の学校の場合、一年生に入学した子どもは六年後

に卒業するのであるから、六年をへだてて、入学、卒業の相関を調査すればよいのであるが、勤労学校の場合、中途、途中編入が多く、相関を調査しても、そこに意味が認められないと考えられる。

まず、一年間の途中編入、退学の状況をみておこう。徳風校の昭和十二年度昼間部の入退学状況を示した第七表から明らかになるように、四月中に転入した四七名を始めとして、以下、五月に一三名、六月に一四名というように、三月までに一二九名が途中転入している。これに対し、中途退学者は四月に一三名転出したのを皮切りに三月八名にいたるまでに、実に一三八名もの退学である。五月一日現在の本科昼間部生は二九七名であったから、この退学者を差し引くと、残りは一五九名であり、翌三月までに、実に半数近い児童が転出したことになる。そして、一三八名の転入生がその後を埋めているのである。(もちろん、十二年度内に転入し、転出をした児童もいると推定されるが、資料からは明らかにならない。)

この学校の十四年度五月一日現在の本科昼間部児童総数は二九九名であるが、前年度の二七七名がそのまま残っているとしても、その構成は、以上の十三年度の実情を反映しているのである。他の学校のような一つの集団としての学級の力学は、とうていあったとは考えられないのである

第6表 卒業児童数

年度	課程	豊 崎			有 隣			徳 風			
		計	本 科		計	本 科		計	本 科		補 習 科
			昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間	
大正 14	(21)			(52)		(51)	(1)	(28)			
昭和 1	(33)			(67)	(16)	(46)	(5)	(28)			
2	44	18		82	34	47	1	43	24	12	7
3	67	16		72	29	31	12	22	13	4	5
4	66	16		56	27	22	7	25	15	5	5
5	61	23		69	29	26	14	17	9	5	3
6	100	29		64	32	24	8	34	21	8	5
7	90	25		64	42	6	16	32	20	4	8
8	88	31		67	42	17	8	27	25	1	1
9	103	44		83	47	21	15	41	33	3	5
10	92	29		90	47	32	11	51	40	4	7
11	95	29		72	40	18	14	54	44	5	5
12	101	28		67	36	16	15	31	24	1	6
13	104	38		71	46	17	8	40	30	5	5
14	66	30		65	37	20	8	39	34	1	4
15											

注 1. 大阪市教育部長発・大阪府学務部長宛「小学校ニ類スル各種学校廃止ニ関スル件」(昭和15年11月9日付)添付資料より作成(『大阪同和教育史料集』第5巻 P.280~281所収)。但し()内は各学校調。
 2. 有隣、徳風校大正14年度・昭和1年度分は小学校。

第5表 入学児童数(但し1年生入学)

年度	課程	豊 崎			有 隣			徳 風				
		計	本 科		計	本 科		計	本 科		補 習 科	
			昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間		
大正 14	(25)	(4)		(21)	(134)			(134)				
昭和 1	(67)	(35)		(32)	(78)			(78)				
2	97	28		69	125	56	56	13	56	41	7	8
3	107	30		77	124	60	48	16	62	34	18	10
4	109	39		70	106	38	62	6	43	28	10	5
5	121	41		80	101	44	51	6	65	40	14	11
6	115	38		77	133	62	63	8	62	40	14	8
7	110	42		68	140	65	58	17	84	50	20	14
8	127	60		67	135	68	45	22	76	42	25	9
9	128	53		75	139	66	55	18	75	46	10	19
10	103	29		74	124	60	49	15	69	49	11	9
11	127	47		80	131	55	65	11	73	44	10	19
12	120	41		79	109	54	47	8	61	36	14	11
13	116	41		75	116	63	45	8	68	47	11	10
14	96	39		57	127	52	55	20	67	45	10	12
15	48	0		48	116	41	57	18	62	30	15	17

注 1. 大阪市教育部長発・大阪府学務部長宛「小学校ニ類スル各種学校廃止ニ関スル件」(昭和15年11月9日付)添付資料より作成(『大阪同和教育史料集』第5巻 P.280~281所収)。但し()内は各学校調。
 2. 有隣、徳風校大正14年度・昭和1年度分は小学校。

第9表 徳風校出席歩合

年 度	徳 風	大阪市平均
昭和2年	86.71	
3	88.54	
4	86.07	
5	86.87	95.77
6	81.19	96.26
7	86.09	96.46
8	80.52	96.27
9	79.21	96.45
10	86.24	95.98
11	84.88	96.59
12	83.83	96.31
13	84.33	96.32
14	89.10	96.27
15		96.23

注 徳風勤労学校「本校出席歩合」
『学事要覧』各年度版より作成

うした傾向はこの年度のみならず、他の年度についても、おそらく生じていたと推定しなければならぬ。だとすれば実質は、もっと、中退者が出ていたことを意味しないであろうか。しかも、ここにみたのは、昼間部に限ってであるが、夜間部は昼間部よりもっと顕著な傾向を示すであろうと考えられる。しかし、残念ながら資料を持ち合わせない。

以上から、勤労学校において、中途入退学者が異常に多いことが明らかになった。次に出席の状況をみておかねばならない。

中途入学の多いなかでの出欠の状況はどのようなもので

第7表 徳風校入退状況
(昭和12年度) 昼間部

	入 学			退 学		
	男	女	計	男	女	計
4月	21	26	47	8	5	13
5月	3	10	13	4	8	12
6月	3	11	14	6	3	9
7月	3	1	4	4	20	24
8月				2	6	8
9月	3	14	17	6	12	18
10月	5	2	7	3	3	6
11月	2	4	6	5	5	10
12月		1	1		8	8
1月	2		2	2	12	14
2月	4	9	13		8	8
3月		5	5	5	3	8
計	46	83	129	45	93	138

う。単なる数字―量―だけでなく、ここに勤労学校の児童の質を読み取らねばならないであろう。

次に、一年入学から六年卒業までに児童がどの程度、中退していくのか、どの程度止まるのかを、徳風を例にしてみておかねばなるまい。

第八表は、昭和九年四月入学の児童を追跡した徳風校作成の資料であるが、この年度末には七七名いた児童が二学年終了時には六五名になり、三学年末には五一名になり、というように次第に減少し、六年卒業時の十四年度には三四名に減少している。男女別にみると、女子の減少が男子より著しく、一年生の終わりに二九名在籍した児童が六年生の終わりには一一名になっている。とどまった歩合は、男子四七・九一%、女子三七・九三%、平均四四・一五%

第8表 昭和9年4月徳風校本科
昼間部入学児童の通減表

年	男	女	計	学 年
昭和10年3月 (9年度末)	48	29	77	1学年末
11	40	25	65	2年
12	31	20	51	3
13	32	20	52	4
14	27	14	41	5
15	23	11	34	6年末 (卒業)
%	47.91	37.93	44.15	

注 徳風勤労学校長発・大阪市学務課長宛
報告書より作成

となり、半分にも満たないことが明らかになる。

しかも、この資料をみるうえで考えておかなければならないことがある。それは、このなかには、途中で編入した子どもも、おそらく含まれての数字であると推定されることである。なぜなら、昭和九年の本科入学者は、第五表から四六名であるにも拘らず、第八表に掲げられた通減表では七七名になっているからである。これは、この数字が正しいと仮定して、昭和九年五月一日現在四六名の児童が昭和十年三月には七七名になっていることを示している。つまり、三一名の途中入学があったことになるのである。こ

あったろうか。第九表は、勤労学校になった昭和二年から、昭和十四年に至る十三年間の徳風勤労学校の出席率である。

大阪市の出席率の平均は、ほぼ九六%合を維持しているから、一貫して一〇%内外低いことがうかがえるのである。

例年出席率が八五%程度を示すことを把握したならば、次に、第一は学年ごとに、第二は月別に出席率を追跡してみよう。

まず学年別であるが、出席率のもっとも高いのは八七・四四%を示す四年生であることに注目しなければならぬ。一年生から次第に出席率が高くなり、四年生をピークとし、以後五年、六年と洋裁科と順次低くなる傾向を第一〇表から読み取れよう。家庭的に恵まれない場合、四年生以下の児童は、低学年ほど通学することに抵抗のあることは一般的にいえることであり、高学年の児童の低下は、労働に従事しなければならなかったことを如実に示している。

月別出席率をみると、新学期の四月が最も高く、八月が最も低率になっている。四月は新学期早々のことであり、子どもや親の学校に寄せる期待がやはり高かったのではないかと推定される。子ども自体の新学年への緊張感もある

であろう。しかし、授業を重ねるに依りて、子どもの緊張感がゆるみ始め、八月は他の学校が夏休みを取っていることもあって、下がるものと推定される。そして、三月には再び、最後の月ということもあって、出席率が上昇するという傾向を示している。

第一〇表のなかでの最も顕著な事象は、一年生四月の出席率が九六・五五％という異常なまでの高さである。昭和十二年度の全市平均出席率（九六・三一％）なみの水準を示している。

一年としての緊張感、義務感の持続されていたということとは当然のこととして、そのほかの要因にこの学校の入学、入学後の一年生児童への教育的配慮が、他の学年、他の月に比較して高いことを挙げないわけにはいかない。

例えば、保護者への「入学案内」（以下『我が校教育之概要』より）は、漢字には仮名をふって通知しているし、そのふり方も、「現住所」に「イマズンデイルトコロ」と、やさしい読みかえさえ行っている。昭和十三年という日中全面戦争直後の空気の反映もあるが、「保護者の皆様へ」と題したパンフレットを通して「子供は国の宝で、国から預った家の後継者です」といわれては、やはり学校へ入学させなければ、と親に決心させたであろう。

子供に宛てた「一年生ノ皆サンへ」をみると二四項目に

わたって、実に具体的に、ことごとくに注意していることが明らかに。例を挙げると、まず「一、朝ハ早くオキテ、テウヅヲツカヒ、齒モヨクミガキナサイ」と起床から始まり、「三、友達ガデキタラ道草セズニ学校ヘオ出デナサイ」と学校へ導き、「四、生徒ニナツタラ泣イテハイケマセン」「五、鼻紙トハンカチハ忘レテハイケマセン」と生活指導上の注意を親にではなく、子どもに与え、「六、キット休ンデハイケマセン」と欠席防止を訴え、最後には「二四、立派ナ日本人ニナリマセウ」と結んでいる。おそらく、登校後、何回となく、こうした諸注意を子どもたちは聞いたであろう。こうした緊張感が持続している四月は欠席は少なかったと考えられる。こうしたきめ細かい指導がその後学校側で持続し得たかどうかは別として、やはり、ここに一つの原因を認めないわけにはいかないのである。もちろん、欠席の基盤は貧困にあることは、指摘するまでもないであろう。

(1) 勤労学校の置かれた本庄長柄は、市北部の代表的な細民街である。大正十五年時点の状況を伊藤満緒は「地獄小路、大松館表、二十五軒百足場裏、田安裏、玄町庵裏などの俗称を有する地区」として、戸数六四〇、人口二、三〇〇以上を算えると述べている。更に、職業は「紙屑買、日傭、ブラシ職、ガラス職、鍛冶職、遊芸人」が多く、「木賃宿」に住む

第10表 徳風勤労学校昭和12年度月別学年別出席率

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	小計	洋裁科	%
4月	96.55	88.31	94.97	93.48	88.37	93.45	92.73	91.72	92.62
5月	93.11	92.71	93.48	89.88	88.19	90.18	91.25	88.17	91.00
6月	88.29	89.00	93.63	90.81	88.69	85.48	89.55	80.89	88.81
7月	78.44	81.29	85.96	86.08	86.97	78.84	82.91	81.89	82.84
8月	58.07	63.20	66.64	70.54	70.58	71.58	66.27	51.60	65.28
9月	73.36	82.97	79.64	86.53	82.19	81.90	80.42	71.71	80.91
10月	78.12	83.60	81.19	89.14	89.64	81.30	83.52	78.21	83.12
11月	77.64	88.63	83.98	87.46	94.81	78.88	85.44	79.53	84.98
12月	77.62	88.59	83.01	99.81	88.22	81.38	84.98	74.74	83.31
1月	78.94	84.67	82.20	85.14	84.88	90.03	84.04	73.67	83.24
2月	78.08	85.08	84.44	84.25	87.73	81.20	83.06	68.62	81.92
3月	87.95	88.42	89.78	86.25	84.86	86.18	84.37	88.15	87.44
%	80.23	83.03	84.91	87.44	85.84	83.49	84.02	77.40	83.78

注 『我が校教育之概要』より作成。

- 人の多いのが特色だという(伊藤満緒)ある密住地区の現状」『大大阪』第二巻第八号、大正十五年八月、大阪市政協会、五九頁)。当然、不就学児童が多く、警察・方面委員によって、そうした児童を集めたのである(『大大阪』第二巻第一〇号、九五頁)。
- (2) 大阪市役所『大正十四年度大阪市教育要覧』大正十五年、六三頁
 - (3) 同前
 - (4) 小沢伴蔵『勤労学校と教育の実際』付録一頁
 - (5) 『大大阪』第二巻第一〇号、九五頁
 - (6) 前掲『大正十四年度大阪市教育要覧』六三頁、『大大阪』第二巻第一〇号
 - (7) 同前
 - (8) 小沢校長発・菅野和太郎宛「本校を単独高等小学校ニ改メレタキ件」(『大阪同和教育史料集』第五巻、二六三頁)
 - (9) 大阪市役所教育部『昭和二年度大阪市教育要覧』昭和三年四八頁、四九頁。但し、徳風・有隣勤労学校の「設立年月」を昭和二年六月に直した。
 - (10) 前掲『勤労学校と教育の実際』付録一二頁
 - (11) 同前
 - (12) 前掲『大正十四年度大阪市教育要覧』六三頁
 - (13) 前掲『勤労学校と教育の実際』付録三頁
 - (14) 前掲『勤労学校と教育の実際』付録五・六頁
 - (15) 「市立豊崎勤労学校を觀る」工場のような小学校作業場の

- 設備II」(『大阪版』第二巻第一〇号、大阪都市協会、大正
一五年一〇月)九二頁
- (16) 前掲『勤労学校と教育の実際』付録二二頁
- (17) 同前
- (18) 徳風勤労学校『我が校教育之概要』昭和十三年(『大阪同
和教育史料集』第五巻、一八七―一八八頁)

四、公立国民学校への転換過程

(1) 翼賛体制への収斂

特殊学校としての勤労学校は、昭和十六年度を期して公立(大阪市)国民学校に転換された。本節の目的は、その背景を探ることにある。

周知のように、国民学校制度の発足は、昭和十二年以来の戦争の進行と深くかかわっていた。昭和十三年十二月に、教育審議会は、国民学校制度の実施を答申した。教育審議会において、「内二国力ヲ充実シ外ニ八紘一宇ノ帝國精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ノ育成」を説いた田所美治の主張に象徴されるように、世界統一―侵略の教育理念を現実化させる基礎として、国民学校を構想したのであった。世界統一は即ち内に日本統一を含むものであり、国民一体が前提であった。国民精神総動員運動から翼賛運動へ

出したことを意味した。⁽³⁾

その典型は水平社運動の消滅と、昭和十六年六月中央融和事業協会が大政翼賛運動に編入され、同和奉公会と改編されたのに伴い、融和教育から同和教育へ転換した教育のすがたにみる事ができる。水平運動という特別な運動は許されなくなった。文部省が同和教育指導冊子『国民同和への道』を刊行するのは、十七年であるが、そうした傾向と風潮は、それ以前から出ていた。たまたま、その時点で文部省がまとめたに過ぎない。そこに主張されているように、同和教育は侵略戦争遂行のための高度国防国家体制を確立するうえに妨害となる部落差別を克服することが主要な目的となっていたし、更に、枯渇した労働力の補給源として、部落大衆の労働力をファシズム体制のなかで積極的かつ有効に利用しようということにあった。⁽⁴⁾

幼稚園、保育所の二元的存在についても、ファシズムは批判する。文部省内において、「天皇の赤子としての平等」の観念から一元化が主張されるのである。

以上から、社会事業にしる、部落問題にしる、特別なこととして採り上げることは許されなくなり、すべては、ファシズムと戦争へと収斂されていったことが明らかになるだろう。それは、教育の世界にも影響してきて、大阪市内において勤労学校などという特別な学校は許されなくなるの

の転回の芽がそこにあったとみななければならぬ。こうして、すべての相克を超越して万民翼賛の実を挙げべき組織の結成へと踏み出すのであった。

教育の場においても、当然、挙国一致の前に特別な学校が認められない雰囲気が見われてくる。ファシズムはますます全体主義であり、特別な制度を認めなかったといえよう。

社会事業にも、そうした傾向が及んでくる。

昭和十四年六月に開催された六大都市の社会事業協議会の活動も、ファシズムと戦争の影響が現われ、社会事業の観念が変化しつつあることが明らかになる。即ち、従来の都市における社会事業は「事後的救済」であり「消極的防貧」であったとし、今後は「国策に沿う国防の強化、国力の伸張に寄与する市民厚生事業」へ内容、組織を改めなければならぬことを示唆したのであった。⁽⁵⁾

社会事業に対するこうした考えは、ファシズムの強化に比例して、ますます強まり、翌十五年八月には、慈善救済から国策遂行のための人的資源の涵養へという方向がいつそうはつきり持ち出される時期にさしかかる。⁽⁶⁾

だから、例えば方面委員の仕事にしても、レントゲン診断を実施しているが、それは従来の「貧困者の救済」から、「次の時代を背負って立つ少国民の保健報国」に変わり

である。

(2) 勤労学校廃止の構想

豊崎、有隣、徳風の三勤労学校は、昭和十六年三月三十一日、尋常高等小学校に改組、翌四月一日、国民学校令の施行に合わせ、国民学校として発足する。職業教育に重きを置く小学校類似の各種学校から、普通教育の学校へと転換するのである。

勤労学校から小学校への転換の動きが始まるのは、昭和十三年度であった。昭和十三年八月十二日付で有隣、徳風の両勤労学校長名義の教育部長宛組織変更稟申がなされるからである。これが変更への動きを示す最初の資料であると推定される。それだけに、どのような意図に基いて、変更しようとしていたのかをうかがうことのできる貴重な資料であると考えられる。まず、本資料に添って、転換意図を探っておきたい。

① 転換案の提起

「勤労学校ヲ小学校へ組織変更、並ニ補習科組織変更ノ儀ニ付稟申」(有隣勤労学校校長藤原秀次・徳風勤労学校校長小森俊一発、大阪市教育部長菅野和太郎宛)によれば、結論から先にいえば、過去十か年にわたる勤労学校教育の体験と貧困子弟教育の本質から考えて「義務教育機関タル小

学校ニ還元復帰シ其ノ上貧困子弟ノ特殊事情ヲ考慮シテ小学校ノ特殊化經營ヲナスヲ以テ最良適切」と「確信」するに至つたという。「皇國未曾有ノ非常時局ニ直面シ下層國民ノ尽忠報國ノ至誠ノ現状ヲ眺メ諸制文物ノ歴史的曠古ノ大転換ヲ画セントスルニ當リ貧困子弟教育ノ重大性ヲ痛感」するに至つたからであると訴えている。「皇國未曾有ノ非常時局」に「尽忠報國ノ至誠ノ現状」は「下層國民」になお弱く、勤勞学校では、それを期し難いことが、普通教育への転換を思ひつた理由と考えてよいが、それは、前節にみた社会事業、水平運動、幼保一元化の動きと軌を一にしていることは明らかであろう。要するに「特別」を認めないという時局に便乗し、「貧困子弟ノ教育」と「國家ノ發展」を統一し得るものとして、普通教育への転換をはかろうとしたのである。

「理由書」は、「組織変更ノ理由」と「學則改正ノ理由」を明らかにしている。

まず前者についてであるが、一番目の理由として、「國民ハ等シク尋常小学校ニ於テ義務教育ヲ受クルヲ以テ國民教育ノ原則」であることを挙げている、今日いう機会均等理念の「等シク」ではなく、天皇の赤子としての平等・融和觀念からきていることは明らかであろう。貧民教育機関である徳風・有隣も、ファシズムの嵐の外に在ることはでき

なかつたことがうかがえるのである。二番目には、「昼間一般小学校ト同様ニ出席シ」ながら「義務教育修了の認定ヲ与へ」られないのは不当であるという理由を挙げているが、これも天皇の前の平等——高度国防国家体制における同和教育論と同じ系譜で読みとることができるのである。

以上の原則に立って、貧困児童教育は、「小学校ノ特殊化」によってなし得られると考へるのである。

これらの主張は、当然「學則改正ノ理由」に敷えんされていく。つまり、「人格陶冶ノ諸教科ヲ輕視シ作業科ヲ偏重スルハ國民義務教育ノ本旨ニ戾ル」ものであり、そのようなことは、「児童ノ學徳ヲ十分開發シ難ク國家ノ進運ニ添ヒ難」き状況に陥るといふのであった。

もちろん、永年の勤勞学校教育の体験から打ち出されたものであり、「貧兒ハ小学校時代ニ於テ充分ニ智徳ヲ練磨修得セシメ置カザレバ爾後之ヲナス機会少シ」という主張も認められ、特殊教育に當たる学校の主張の側面と迫り来る超國家主義時代の前ぶれとを合わせ持っていたことがうかがえるのである。

こうして、勤勞学校教育を一般小学校教育化し、小学校教育の枠内で貧困子弟の教育を構想しようというのである。そのために、予定改正學則の第一条に、「小学校ノ特殊

化ヲ図ル理由」という但し書きを設けている。それによれば、「卒業後直ニ社会ニ出テ活動スル」こと、「其環境ノ不良」であることから、一般小学校と全く同等に扱えない事情を有していることをおもひばかり、その対策として、「勤勞精神ノ涵養」と「品格ノ錬成」の二点を強調したのである。

前者については、勤勞学校以来の伝統である「自力更生」を継承するとともに、時代を反映して、「進シテ國家の負担ニ任せシムル」ために、少年時代より勤勞の体験を持たせることが肝要であると考へたのである。後者（品格の錬成）については、「不良環境ニ生活スル」児童は、「幾多ノ悪徳汚行ニ感染シ」、「粗野ナル品性」を持っておりとし、「錬成シテ高尚優雅ナラシムル」ことを教育上の課題としたのである。

形式的には勤勞学校にはなかつた夏季休業日を設けるなど、一般小学校に近づけようとしている。

補習科は逆に、作業、実習を強化しようとしていることが注目される。徳風勤勞学校の「時宜ニ依リ修業年限一ケ年以内ノ補習科ヲ置クコトアルヘシ」という現行規定を「二ケ年ノ補習科ヲ付設」という規定に変更しようとしているし、その内容も「付設ノ理由」に、「補習科ノ課程ヲ改善充実シ其ノ程度ヲ高メ其教養ヲ深メ職業教育ノ実績ヲ増

大シ貧困児童救済ノ目的ヲ達成セントス」と具体化しようとしている。補習科を中心に定員も三百名から五百名への増加をはかろうとしていた。

② 教科課程表の検討

勤勞学校から小学校への転換の構想は、教科課程表——カリキュラムにも及んだ。前記「勤勞学校ヲ小学校へ組織変更、並ニ補習科組織変更ノ儀ニ付稟申」の添付資料に、変更後の「教科課程表」があることから、誇張していえば、改変への視野をカリキュラムにまで広げていたことがわかるのである。

勤勞学校が、「小学校ニ類スル各種学校」として、独自の教育を展開していた当時、尋常小学校では、小学校令施行規則、大正八年改正の教科課程表によっていた（第一表参照、但し、大正一五年改正で、日本歴史を国史と改めている）。それに対して、勤勞学校の教科課程は、「大阪市立豊崎勤勞学校學則」（大正一四・四・一施行）、「大阪市立徳風勤勞学校學則」（昭二・六・一施行）、「大阪市立有隣勤勞学校學則」（同上）第五条に定められた「教科目・教科課程及毎週教授時數」表を使用していたと考えられる。第二表がそれである。

両表を比較すれば、時間数、内容に大きな差異のあることが歴然とすであろう。勤勞学校側では、組織変更案——

第一表 小学校教科課程表

地 理	日 本 歴 史	算 術	國 語	修 身	教科目	學 年
		五	一〇	二	授時數	每週教
		百以下ノ數ノ 唱へ方、書キ 二十以下ノ數 ノ範圍内ニ於 ケル加減乗除	發音 假名、日常須 知ノ文字及近 易ナル普通文 ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	二	第一學年	第一學年
		五	二	二	授時數	每週教
		千以下ノ數ノ 唱へ方、書キ 百以下ノ數ノ 範圍内ニ於ケ ル加減乗除	假名、日常須 知ノ文字及近 易ナル普通文 ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方、 話シ方	二	第二學年	第二學年
		六	二	二	授時數	每週教
		通常ノ加減乗 除	日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、 綴リ方、話シ 方	二	第三學年	第三學年
		六	二	二	授時數	每週教
		通常ノ加減乗 除及小數ノ呼 ビ方、書キ方 及簡易ナル加 減乗除 (珠算 加減)	日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、 綴リ方、話シ 方	二	第四學年	第四學年
二	二	四	九	二	授時數	每週教
要	要	諸等數 (珠算 加減)	日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、 綴リ方、話シ 方	二	第五學年	第五學年
二	二	四	九	二	授時數	每週教
前學年ノ續キ 滿洲其ノ他外 國地理ノ大要	前學年ノ續キ	分數 歩合算 (珠算 加減乗 除)	日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文ノ讀ミ 方、書キ方、 綴リ方、話シ 方	二	第六學年	第六學年

(大正八年三月二十九日 文部省令第六号による改正分)

計	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科	教科目	學 年
二二			四				授時數	每週教
	簡易ナル細工		遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	(單形) 簡 單 ナ ル 形 體	第一學年	第一學年
二三			四				授時數	每週教
	簡易ナル細工		遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	(單形) 簡 單 ナ ル 形 體	第二學年	第二學年
二五			三	一	一		授時數	每週教
	簡易ナル細工		遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	(單形) 簡 單 ナ ル 形 體	第三學年	第三學年
女二 男二 九		二	三	一	一	二	授時數	每週教
男	簡易ナル細工	運針法 通常ノ衣類ノ 縫ヒ方、繕ヒ 方	遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理化學上ノ 現象	第四學年	第四學年
女三 男二 〇		三	三	二	女二 男二	二	授時數	每週教
	簡易ナル細工	通常ノ衣類ノ 縫ヒ方、繕ヒ 方	遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理化學上ノ 現象	第五學年	第五學年
女三 男二 〇		三	三	二	女二 男二	二	授時數	每週教
	簡易ナル細工	通常ノ衣類ノ 縫ヒ方、裁チ 方、繕ヒ方	遊 戲 教 練	體 操 唱 歌	平 易 ナ ル 單 音	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理化學上ノ 現象、人身生 理ノ初歩	第六學年	第六學年

圖書ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

(注)『明治以降教育制度發達史』第五卷、一二二六―一二二七頁

漢字八旧、アラビア数字ハ改正ノ教授時數

(注)『大阪同和教育史料集』第五卷、二二七頁・二二八頁参照

計	手工	体操	唱歌	図画	理科	地理	國史	算術	國語	修身	学年	
											授時數	第一学年
二二	六二	四		二一				4	八八	一2	每週教	第一学年
	作業 簡單ナル	遊戯 体操 教練	歌曲 平易ナル	描寫 簡單ナル				通常ノ 加減 乗除	話方 綴方	道德ノ 要旨	授時數	第一学年
二三	六二	四		二一				二4	八10	一2	每週教	第二学年
	同上	同上	同上	同上				通常 加減 乗除	同上	同上	授時數	第二学年
二五	六二	三三	一1	二一				四6	八10	一2	每週教	第三学年
	同上	同上	同上	同上				同上	同上	同上	授時數	第三学年
二八	六4	三三	一1	二一	2			四6	八10	一2	每週教	第四学年
	同上	同上	同上	同上	動物、植、 物、化、自、 大要			同上及小 珠算	同上	同上	授時數	第四学年
三〇	一〇6	三三	一1	二一	三2	一1	一・五2	四4	四8	一2	每週教	第五学年
	同上	同上	同上	同上	日本地理 ノ大要	日本歴史 ノ大要	整数 珠算	同上	同上	同上	授時數	第五学年
三〇	一〇6	三三	一1	二一	三2	一1	一・五2	四4	四8	一2	每週教	第六学年
	同上	同上	同上	同上	同上及滿州 其他外國地 理大要	同上	同上	同上及分 數歩合算	同上	同上	授時數	第六学年

第三表 勤勞学校変更教科課程表

作業ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得 (注)『大阪同和教育史料集』第五卷、二二二頁・二二三頁・二三六頁・二三七頁参照

計	作業	体操	唱歌	圖畫	理科	地理及歴史	算術	國語	修身	學科目		
										授時數	第一学年	
二二	六	四		二				八	一	每週教	第一学年	
	作業 簡單ナル	遊戯 体操 教練	歌曲 平易ナル	描寫 簡單ナル				話シ方 讀ミ方 書キ方 綴リ方	道德ノ 要旨	授時數	第一学年	
二三	六	四		二				二	八	一	每週教	第二学年
	同上	同上	同上	同上				通常 加減 乗除	同上	同上	授時數	第二学年
二五	六	三	一	二				四	八	一	每週教	第三学年
	同上	同上	同上	同上				同上	同上	同上	授時數	第三学年
二八	六	三	一	二	三			四	八	一	每週教	第四学年
	作 業 的	同上	同上	同上	植物動物礦物 然ノ現象 通常物 理化學上ノ 現象			同上及 小 數 珠 算	同上	同上	授時數	第四学年
三〇	一〇	三	一	二	三	二		四	四	一	每週教	第五学年
	同上	同上	同上	同上	同上	日本歴史日本 地理ノ大要		整数 小數 珠算	同上	同上	授時數	第五学年
三〇	一〇	三	一	二	三	二		四	四	一	每週教	第六学年
	同上	同上	同上	同上	同上	同上及滿州 其他外國地 理ノ大要		同上及分 數 歩 合 算	同上	同上	授時數	第六学年

第二表 勤勞学校教科課程表

第4表 小学校、勤労学校変更計画の各教科時間数と比較

	1		2		3		4		5		6		傾 向
	小学校令	勤学 計画	小学校令	勤学 計画	小学校令	勤学 計画	小学校令	勤学 計画	小学校令	勤学 計画	小学校令	勤学 計画	
修身	2→1→2		2→1→2		2→1→2		2→1→2		2→1→2		2→1→2		▽
国語	10→8→8		12→8→10		12→8→10		12→8→10		9→4→8		9→4→8		▽
算術	5→0→4		5→2→4		6→4→6		6→4→6		4→4→4		4→4→4		▽
日本歴史									2→1→2		2→1→2		▽
地理									2→1→1		2→1→1		▽
理科							2→3→2		2→3→2		2→3→2		△
図画	1→2→1		1→2→1		1→2→1		1→2→1		男2 女1 → 2→1		男2 女1 → 2→1		△
唱歌					1→1→1		1→1→1						—
体操	4→4→4		4→4→4		3→3→3		3→3→3		3→3→3		3→3→3		—
手工(作業)	1→6→2 (作業)		1→6→2		1→6→2		2→6→4		2→10→6		2→10→6		△
裁縫							2		3		3		

注1. 「組織変更ノ儀ニ付稟中」 「明治以降教育制度発達史」第5巻 P.126~127、勤労学校学則より作成
 2. 数字の上の●は課することを得るの意
 3. 計画案に唱歌、体育欄の時間数は示されていないが4時間と推定

小学校化——を策定するに当たって、この落差に着目、それを除去しようとして、新たに、教科課程表を作成するのである。第三表は、徳風勤労学校のプランであるが、前記「組織変更ノ儀ニ付稟中」に付された資料であるので、有隣校も、同構想であったと推定してよいであろう。そうであるならば、同表は、この時点における勤労学校側の教科課程変更計画案とでも称すべきもので、現行課程表の時間数を漢数字で、変更課程表の時間数を算用数字で示された同資料から、勤労学校側が、まず時間数に注目していることを推定できるであろう。

以上をpushしたうえ、第一表、第二表、第三表に現われた時間数から、勤労学校廃止過程の一面を明かにしておこう。

第四表は、小学校令施行規則による小学校(以下、小学校)、勤労学校、新しく構想する学校の時間数を比較し、傾向を明らかにしたものである。小学校に比べて時間数が勤労学校で少なく計画案で、小学校のレベルに戻そうという型(A型)と、小学校より勤労学校で時間数を多くとっていたのを通常なみに引き上げた型(B型)、三つともそう大きく変化しない、つまり、まったく増減のない型(C型)の三つの傾向を指摘することができよう。

A型に属する教科は、修身、国語、算術(但し、五、六

年はC型)、日本史、地理であり、B型に属する教科は、理科、図画、手工であり、C型は体操、唱歌である。

A型は一般的にいわれる学力形成にもっとも密接に関連する基礎教科であり、B型の傾向を示す教科は、図画、手工という勤労学校で生活力を養う、生活の基礎となる技術を培う教科であり、C型は体操、唱歌などの体力、情操にかかわる教科であることが明らかにされる。

修身、国語、算術、日本史、地理の教科群と図画・手工の教科群が対称的な位置にあり、計画案では、前者の時間数を増し、後者のそれを減じることによって、小学校に近づけようと試みている。つまり、作業科にふりむけるために、減少させていた基礎教科群に対する減少時間を復活させたのである。但し、小学校の特殊化と述べられていたことについては、既に触れたが、それは時間数のうえに現われている。例えば、手工の時間は、減少したといっても、なお一貫して小学校よりも多く、五年、六年に至っては三倍の六時間を当てていることである。それに対して、国語及び低学年の算術は一、二時間なお、少ない。作業科を手工と言い換えているが、その時間をできるだけ多く確保し、そのためにやむをえず、国、算を削減したと考えられる。「手に職をつける」という姿勢はあくまで失われていないとみるべきであろう。以上から、勤労学校から小学

第五表 小学校高等科教科課程表

(大正一五年四月二日 文部省令七三号による改正分)

教科目	第一學年		第二學年	
	授時數	每週教	授時數	每週教
修身	二	二	二	二
國語	六	六	六	六
算術	四	四	四	四
國史	二	二	二	二
地理	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一
手工	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一
體操	三	三	三	三
實業	女 二 男 五	女 二 男 五	女 二 男 五	女 二 男 五
家事	四	四	四	四
裁縫	女 二 男 九	女 二 男 九	女 二 男 九	女 二 男 九
計	女 三〇 男 二九	女 三〇 男 二九	女 三〇 男 二九	女 三〇 男 二九

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以內、女兒二時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

(注)「明治以降教育制度發達史」第七卷、六五、六六頁

第六表 勤勞学校補習科教科課程表

大阪 市立 豊崎勤勞学校補習科目及每週教授時數
大正十四年六月九日認可

教科目	男子部		女子部	
	授時數	每週教	授時數	每週教
修身	一	一	一	一
國語	一	一	一	一
算術	一	一	一	一
洋和家具	三〇	三〇	一	一
木工玩具	三〇	三〇	一	一
塗工	三〇	三〇	二八	二八
計	三三三	三三三	三三三	三三三

(注)「豊崎勤勞学校学則」より

第七表 勤労学校補習科変更教科課程表(家具木型科、洋裁科)

計	作業		商工大意	体操	理科	地理	國史	算術	國語	修身	教科
	科裁洋	科型木具家									
三三三	一八	一八	一	二	二	一	一	三	四	一	毎週 時数
	洋裁二関スル理論一般 基本裁断、意匠裁断 婦人子供服雑貨類ノ実習	用器画、図案、意匠、設計図 工作図、工具使用法、工作法、材料、 簡單ナル家具、木型製作、塗工ノ完習	商業ニ関スル知識ノ大要 工業ニ関スル知識ノ大要	体操、教練、競技	動物、鉱物、自然現象、物理化学、人身生理大要 女子ニハ家事ニ関スル知識ヲ加フ	外國地理ノ大要	國史ノ大要	整数、小数、分数、代数的計算 幾何図形、珠算	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、 綴リ方	道德ノ要旨、皇氏ノ心得	第一学年
三三三	一八	一八	一	二	二	一	一	三	四	一	毎週 時数
	同上	同上	前學年ノ續キ	同上	自然現象、物理、化学、人身生理大要 女子ニハ家事ニ関スル知識ヲ加フ	地理ノ補習	前學年ノ續キ	比例、歩合算数ノ代数的計算 幾何図形、珠算	同上	同上	第二学年

(注) 『大阪同和教育史料集』第五卷、二二八頁・二二九頁参照

校への転換策における各教科ごとの時間数の変化の傾向が明らかになったであろう。時間数のみならず、内容についても検討しなければならぬ。しかし、これらの資料から、小学校・計画案の間に大きな開きを認めることはできない。小学校四年算数の()内におさえられている珠算から()をはずしていること、手工で細工が作業となっていることが相違を示す程度である。これを、「特殊化」といえば、そう称することができるともいえないのである。次に小学校高等科、勤労学校補習科の教科課程表についても検討を行ないたい。

勤労学校の補習科は、一年間であるので、高等科教科課程表(第五表)についても一年のみを検討の対象とする。

補習科の教科課程表は、勤労学校三校のなかで、もっとも先端に位置したと考えられる豊崎校の「科目及び毎週教授時数」(第六表)を比較検討の材料としたい(有隣校については、『大阪同和教育史料集』第五卷、二二三頁を参照したい)。

勤労学校の週時間数をみると男子の場合、三三三時間のうち、作業科に三〇時間割かれ、ほとんど基礎教科はない。女子も家事作法などがあるが、やはり、基礎教科は三時間である。小学校高等科の場合、大正十五年四月二二日の小学校令施行規則は、卒業後、児童の殆んどが直ちに社会

の実務に従事するものであるという見地から改正され、実業、裁縫、家事などが加えられ、かなり実務教育の色彩を濃くしていたが、それでも、勤労学校とは大きな差があった。勤労学校補習科を小学校高等科なりに改編(第七表参照)するとしても、卒業後直ちに職業につかねばならないという事情から、作業教科をなお、一八時間確保しようとしている。第五表、第七表を比べてみると第八表のように相当大きな差を残していることは明らかであり、計画案では最も苦慮したところであろうと推定されよう。

第八表 高等科の週時間数と補習科の週時間数の比較

	小学校	勤労学校	計画案	
修身	2	①	1	
国語	6	①	4	
算術	4	①	3	
国史	2	—	1	
地理	2	—	1	
理科	2	—	2	
体操	3	—	2	
図画	1	—	—	
手工	1	—	—	
唱歌	1	—	—	
実業	5	—	—	商工大意 作業
家事	2	—	—	
裁縫	4	①	18	

国語を一時限から四時限に、算術を一時限から三時限にというように、大幅に増加させているが、なお、その差の大きいことは歴然としている。また、「商工大意」という「教科」を設け、商業、工業に対する知識の主要を教える時間を取り、実務に強い人間を育てようとしていることがうかがえる。尋常科、高等科とも、学力、人格陶冶のうえで、貧民階層の子どもは、初等教育という段階で、ハンデを背おふことになるのは明らかであった。しかし、当時、採り得る道としては、これよりないと考えたのであろう。「小学校特殊化」の限界である。

以上が昭和十三年段階の「貧民教育」の構想であった。

③ 第二の転換案

次の段階の小学校への変更構想案に「有隣勤労学校改革案」調」と称する同校々長の意見書が認められる。同資料の野紙欄外に「十月二日受」と鉛筆書きされており、教育部が同日、受け取ったことを示している。但し、この「十月」は、十三年の十月か翌十四年の十月かは不明である。この改革案は、前の組織変更に触れられなかった学級編成が中心になっており、現に通学している児童をどう扱うかを含めて、実務的な処理に関して検討した具体案となっている。

同改革案によれば、一年から四年までに普通教育を主として施し、五、六年は職業教育を主とすることを基本にし、

しかも、いずれの学年も二学級制を採り、一学級を「低格児童」他の学級を「普通児童」用として位置づけている。

「普通以上ノ児童ニハ他校へ転動(校の意)ヲ慫慂ス。即チ職業教育ヲ主体トスルヲ以ツテ」と記され、小学校への転換を考えながら、「貧民教育」に当たろうとしていたこととの具体的方法が、明らかにされている。実務的処理という点で、前の「組織変更案」より進んでいるといえよう。

高等科については、一か年制とし、青年学校普通科への移行を考えている。一年で普通学一八時間、実科一五時間、二年は、逆に実科を一八時間を考えている。実科の内容は、男子の場合、木工、旋盤、図工、金工が、女子には、洋・和裁が挙げられている。これは、前の「組織変更案」と比較すれば、一年生で実科を三時間減少させ、その分を普通教科に回したことになっている。二年は変更案と同様である。一般小学校への変更のためには、作業科を減らさなければならぬとみただからであろう。

注目されるのは、高等科に受け入れる生徒についての記述である。資料には、「本校卒業生、市内ノ之カ修養ノ要アルモノ」と記され、更に「旧部落ノ希望者全部(融和教育上)」と付記され、この学校の位置及び在籍児童のこれまでの歴史的経緯を視野に入れていたことが明らかにされる。もっといえば、部落問題が視野に入れられていたことが

理解される。

このように、高等科も「組織変更案」より青年学校との関連、時間数の変更から、一歩進めた案となっているといえよう。

ただ、高等科の項に鉛筆で「?」マークが付され、「保留」とも記されており、行政側では、この段階で藤原有隣校長の「改革案」の高等科の構想については難色を示していたと推定できよう。

④ 教育審議会「国民学校構想」の影響

各勤労学校で、小学校への改変を目指して改革構想を練っていたとき、教育審議会は、昭和十三年十二月八日の第十回総会で国民学校改革の答申を出した。これによって、今後の初等教育のあり方に一定の方向を示したといえる。以後、勤労学校の改組問題は、教育審議会の答申に大きく影響され、大阪市教育部も答申を意識して、それを契機に、勤労学校改変に積極的に動くようになる。したがって、この段階から、勤労学校側の市への改革陳情という、勤労学校側のリードの形ではなく、大阪市教育部が主導権を握ることになる。それは、昭和十五年二月六日小沢伴蔵豊崎勤労学校長が、教育部長に宛てた「本校ヲ単独高等小学校ニ改メラレタキ件」より明らかにされる。そこには、「文部省ニ於テ昭和十六年度ヨリ全国小学校ヲ国民学校ニ改ムルコト、

ナレルニ当リ本市ニ於テモ三勤労学校ヲ国民学校ニ改組シ義務教育機関トシテノ体系ヲ整備セントスル前提トシテ取敢ヘズ小学校ニ改メ度キ御意向ナル由過日督学、学務両課長ヨリ御内意相承ケシ処誠ニ時宜ヲ得タルモノト存シ全幅の御賛意ヲ表シ置キ候ニ有之候」(傍点筆者)と述べられており、教育審議会答申、それを受けた文部省方針以後、督学課、学務課を中心に、大阪市教育行政が一般小学校への改変へと動き出していることがうかがえるのである。

本資料から、大阪市側の動きに勢いを得て、豊崎勤労学校が、初めて、改組案を策定していることも明らかにされる。つまり、同校を単独の高等小学校に改組する案を示したのである。同校長の「改組案」によれば、その主たる理由は、「救済機関タル地位ヲ脱却スルコト」にあった。それは、単独高小に改組する理由にあげられた「近年補習科入学希望者漸減シ現在ニ於テハ定員ヲ充スニ苦シムノ状況」であり、その原因を在學生及び付近の小学校を通して調査すると「本校ガ貧児救済的意義ヲ持ツ学校ナルコトガ社会一般ニ知レ渡リタル結果一般小学校卒業生ノ本校ヘノ入学ヲ喜バザル傾向ヲ生ジタ」からであるとし、したがって、そこから脱却することが、必要であり、そのために、特殊学校から一般小学校への移行を希望するとなるのであった。

そうした前提に立って、単独高小への改編を構想したの

は、「本校設備ハ補習科ニ重ク本科ニ輕ク從ツテ学校経営上ニ於テモ勢ヒ補習科ヲ主トスルガ如キ觀ヲ呈シテ今日ニ及」んだという沿革の経緯からであった。なお、現実に通学している本科の児童は、改組と同時に、本来通学すべき学校に戻すことを考えている。一般の小学校に於ても、給食、学用品給与等、物質的救済は公費、後援会費等で充分なし得る状況であることを予測してのことであった。

⑤ 各勤労学校の具休案

教育審議会の答申の前後にわたるが、以上のように、有隣、徳風、豊崎の改組案が出揃ったのである。以後は、教育部と学校側との間で、一般小学校への改組を目指して、打ち合わせられ、意義づけが急がれることになる。当然、計画は一層、具体化していく。その過程で、こうした動きに取り残されまいとする学校間の対抗意識もあり、多少の曲折が認められる。

例えば、昭和十四年十二月急逝した徳風の小森校長の後を継いだ南義一名儀の「国民学校へ組織変更ノ件」「貧民学校継続ノ場合トシテノ将来ノ貧民教育」及び「実業学校ニ組織変更ノ場合ノ資料」にそれが現われている。この時点で、学校・行政側とも構想がなお固まらず、いずれに変更していくかわからなかったことを示している。とともに、改編への気運が盛り上がっているこの時機、何として

しかし、それは給食等の現象面にのみいえることであつて、生活環境そのものが不利な状況に置かれていることにかわりはなく、その影響は当然、児童に現われている。それを、勤労学校児童の特異性ととらえ、次の点について考慮を払われなければならないことに触れていた。即ち「出席歩合ニ普通小学校ト比較シテ稍劣勢ヲ示シ、体位ノ状況ハ本市児童ノ平均ニ照シ、且隣接三校ニ比較シテコレ又低位ヲ示シ、知能指数、大正区港南小学校ニ比較シテコレ又低位ヲ示」している実態を押さえ、そこから「国民学校トナツテモ、ソノ経営上相当ノ苦(配か)筆者(慮)ヲ要スルモノト認」めたのである。相当の苦慮とは、例えば、「栄養食等ニ特殊ノ考慮」を払うべきであるということである。

こうした配慮のうえに国民学校へ組織変更をというのであった。なお、この計画案には、知能検査結果、体位、出席歩合が徳風と近接の学校と比較した資料が貼付されている。

次に、南が構想した「貧民学校継続ノ場合トシテノ将来の貧民教育」、つまり、国民学校に変更し得ず特殊学校として存続する場合の構想をみておこう。南は、徳風を「貧民学校」のまま継続すると仮定すれば、としたうえ、「貧民学校トシテノ内容ヲ充実セシムルニハ」次の「救護機関」の設置が必須であるとしている。救護機関としてあげられているのは、「家庭更生係ノ専従者」「虚弱児童栄養

も「貧民学校」から脱したいこと、及び、有隣・徳風側の一步先行する豊崎側に対する抵抗のようなものも感じられるからである。

第一の場合、その理由として、「陛下ノ赤子トシテ平等公平ナ同一義務教育ノ恩恵ニ浴シ」たきことを最初に挙げている。天皇の前の平等は部落対策に通じる思想であった。融和事業との関連が推定されるのである。次いであげられた「上級学校入学ノ連絡モ得タキコト」という開陳は、「特殊学校」脱却の理由づけにしようとしたものと推定される。

そのうえで、学校、児童の実態を分析し、一般校と同じところと異なる点を挙げ一定の配慮のもとに一般学校に転換することをすすめていた。

つまり、「貧民学校トシテ取扱ヲ享ケテキシ学用品給与給食等モ一般小学校ニ於テモ行ハ(レ)筆者(者)」、同一内容ヲ有シ、特殊色ガ消エツ、アルハ現在ノ内容ナリ」と述べ、保護者の生活難からくる児童への影響に対しては、大阪市として、かなり手を打つところまで来ていたので、学校発足のころとは、他校との大きいへだたりがなくなっている、という認識を示していた。勤労学校側の共通の理解であったとみえ、いずれの勤労学校からも、しかも、くり返し主張されていることであつた。

食ノ予算計上並ニ栄養教師」「施設完備ノ必要上、看護婦」の配置と増員、つまり、今日のケースワーカー、学校栄養士及び養護教諭の配置、増員が「貧民学校」存続、充実の必要条件であると考えていたのである。同時に、中等学校入学生を対象にした奨学資金、家庭生業・更生資金の必要性を訴え、そのうえで、「校外耕園」における教育を採り入れようとしていた。

こうして人員、施設、設備を完備した学校へ発展させようとした。それを実現することによって、「貧民学校ノ名ヲ抹殺」し、「健康学園ノ内容ヲ横溢セシメタル濃キ色彩ヲ帯バシムル」学校にする必要があるとしたのである。

健康学園構想に類似した南の構想に「養護学園」構想がある。同案は、「西成、住吉、浪華区ヨリ虚弱児童ヲ集メタル特殊ノ養護学園」への転換をすすめる内容であった。養護学園化することによって、「貧民階級ノ児童が掬ハレテソノ名ヲ抹殺シタル特殊経営ノ学園」にしようとしたのである。実態に変化がない以上、名称をいかに変更したとしても差別的処遇を受けるのは明らかであるが、この時点ではまだそこまで考えることができなかった。「健康学園」「養護学園」に転換することを「特殊学校」存続の条件として提示したのである。

以上の①国民学校化、②健康学園・養護学園化構想のほ

かに、「有隣ヲ男子職業学校、徳風ヲ（洋裁）女子職業学校」に転換をはかる実業学校化構想がある。徳風の場合、「現在ノミシン等ノ購入拡充ヲ期スルコト」によって可能であると考えていた。同時に、「コレハ（略）土地柄ヨリシテモノノ必要アルモノト認」められる構想であった。

しかし、この案は、補習科がかなり充実し、単独高等小學校化を考える豊崎勤労学校側に対する対抗上より出たものではないかと推定される。それは、同案に「児童ノ貯金ヨリ眺メタル徳風勤労ノ位置ハ（1）有隣、（2）徳風、（3）豊崎ノ順序ニシテ、父兄ノ収入ヨリ眺メタル場合モ徳風ハ豊崎ヨリモ優位ニアリ」との記述、「公平ナ意味ニ於テ豊崎ヲ廢校トスレバ、徳風ハ充分ノ廢校材料ハ豊崎ヨリ先ズル順序トナル」記述などから一步先行する豊崎への対抗心がありありと読み取れるからである。

十五年度時点で、施設設備において、有隣、徳風より先行する豊崎が「貧民学校」から脱し得る条件を備えており、一步先んじられたように受けとった南校長乃至は徳風側がおせりとねたみのような気持を持って構想したことも考えられる。しかし、南の考えは、当然同校職員の見解でもあったとも考えられ、国民学校制度発足を視野に入れて、この機会に、何としても「貧民学校」から逃れたい意志を強く持っていたものと推定される。このことは、戦争が泥沼化

勤労学校改組計画案

校名	学級	性別	生徒数	備考
豊崎高等国民学校	8	男	360名	第1案
豊崎高等家政女学校	本科	女	320	第2案
	専科	女	40	
徳風国民学校	初等科	女	270	
	高等科		90	
	夜間部		60	
有隣国民学校	初等科	男女	360	
	高等科		80	
	夜間部		160	

注1. 「変更計画案」より作成。

2. 豊崎勤労学校は、原案が修正されて上記のようになった。

数（昼夜間、学年別等）、出席児童数調査、在籍児童の本
来通学すべき学校別調査、在籍児童数校下別調査票、校舎
平面図、施設設備、寄付金収受高調査等であった。学事係
では、人事係を加えて、それをもとに「勤労学校改組計
画案」を作成した。

各学校ごとの変更計画等は次の通りである。

するに依じて、仕事が増え、父兄の収入もよくなりつつある
ことがあったにしても、社会構造に大きな変動がない以上、
子どもの置かれた状況は、そう大きく変わっていないにも拘
らず、実業学校化等を構想したということであり、子ども
抜きの改革案ではなかったかと考えられるのである。こ
期の被差別部落住民ぬきの同和教育の展開と軌を一にする
もので、こうした動きはファシズムにからめ取られていく
学校側の一つの姿として押さえることが可能であろう。

(3) 国民学校化の具体的構想

総動員体制に入り、しかも、国民学校制度実施を翌年に
ひかえた昭和十五年に入ると行政側も具体的に動き出
す。もちろん、前年度までの行政と学校側の資料のやり取
りを通して一定の見込みが立ったからであった。したがっ
て、昭和十五年度は、勤労学校解消、国民学校転換に至る
第二段階であるといえる。

大阪市教育部は、四月・五月をかけて、勤労学校の実態を
とらえるために精力的に調査を行い、資料作成を急いだ。

三勤労学校ごとの「沿革の概要」、職員数、在籍児童

以上にみるように、学事係、人事係は、豊崎を高等科単
独の国民学校に改編する計画を立案し、「組織変更に伴フ
経費概算」も算出した。三校の給料、需用費、校舎費を含
めて、勤労学校を存続すれば、九〇、四三七円必要のこ
ろを全部国民学校ならば、四八、三三〇円、豊崎を高等家
政女学校に、他を国民学校とした場合五七、〇九四円の必
要額になることを添えて、学事係として、この案で進行し
てよいかどうかを十五年六月七日付で教育部長宛、伺いの
起案を起した。

勤労学校組織変更ノ件

同

豊崎、徳風及有隣ノ三勤労学校ハ何レモ小学校ニ類スル各種
学校トシテ設置サレ居候処国民学校実施ノ昭和十六年度ヨリ
別紙計画案ニ基キ組織変更ノ準備相進メ可然哉

計画案概要

豊崎ハ高等国民学校又ハ高等家政女
女子実業学校
徳風ハ国民学校（初等科及高等科）
有隣ハ右同

備考

一、三校全部ヲ国民学校トスルトキハ教員給府費支弁トナ
リ且ツ二学級ノ減少トナ
ルニ
依リ十五年度予算ニ比シ約

四万二千円ノ市費減少トナル
三万八千円

- 一、豊崎ヲ実業学校トシ他二校ヲ国民学校トセバ十五年度予算ニ比シ約三万三千円ノ市費減少

但シ初年度ニ於テ臨時部約五万円(設備費)ヲ別ニ必要トス

(注、傍線の部分は起案から決裁の過程で付け加えられた、又は右の語句に修正されたことを示す。)

決裁の日を示していないが、おそらく同日又は、それに近い日に決裁され、GOサインが出たものと考えられる。その後の推移をみると、大きく変更されたのは、直接、国民学校に変更するのではなく、一たん小学校にして、他の学校同様、国民学校に名称変更する点と、豊崎を家政女学校にする案を廃し、高等国民学校案(第一案)を選んだところである。また、女子のみを対象にしたのも大きな変更であった。

ほぼ、以上の構想を教育部としての改革案として作成、議案第一五五号「小学校ニ類スル各種学校廃止並小学校設置ノ件」として市会に大阪市長名で提出、昭和十五年八月二十六日に議決された。

豊崎勤労学校を豊崎女子高等小学校に、徳風勤労学校を徳風尋常高等小学校に、有隣勤労学校を有隣尋常高等小学

校に変更(法的には、廃止措置)したのである。なお、議案には開校年月日は「昭和十六年四月一日」と印刷されている。

市会での説明によれば、勤労学校を廃止し、小学校に改廃する理由を、「国民学校制度ノ精神ハ本校ノ特色トモ云フベキ勤労、実践ノ精神ニ合致スルモノデアリマシテ国民学校実施ノ曉ハ勤労学校トシテ一般小学校ト異ル特別ナ組織ノ学校ヲ存立セシメル意義力薄弱トナツテ来タ」こと、勤労学校では「一般的陶冶ノ時数少キニ失シソレガ為卒業後社会的ニモ進学上ニモ劣勢ヲ免レナイ」ことなど、これらでの準備段階で繰返しいわれていたことを主張している。

問題は、一般小学校へ改編した場合の他校区から来ている児童の扱いであった。市会に提出される際にまとめられた「児童ノ収容並処分方法」をみると、徳風、有隣両校の場合は、「本科児童ハ何レモ新設小学校ノ相当学年ニ全部収容」し、「高等科ハ昭和十六年度第一学年ノミヲ収容シ翌十七年度ニ於テ完成ス」ることとなり、収容のみに限って言えば、全くの変更もないといつてよかつた。

有隣・徳風両校の措置に対して豊崎の場合は、単独高等国民学校となるだけに、それまで通学していた本科の児童の転学先について配慮しなければならなかつた。

一五〇名の児童中、第六学年卒業予定者を除いた一三二

名を、豊崎第四(六四名)、第五(一〇名)、第一(五名)、その他六校(二八名)へふり分ける予定を立てたのである。

(4) 国民学校化の実現

以上の大阪府段階の準備を経て、「小学校ニ類スル各種学校廃止ノ件」(教甲第五八〇三号)を十五年九月九日付で大阪市長から大阪府知事に、認可を求めたのである。

これに対し、大阪府において、その認可をするには、なお、調査の必要があり、府学務部長は十五年十月二日付文書「小学校ニ類スル各種学校廃止ノ件照会」を大阪市長宛て発し、次の四点をたずねてきている。

一点は「各種勤労学校別に創立以降累年児童数並ニ各年ノ入学者及卒業者数」であり、二点は、「現在在学児童ニ対スル給食其ノ他施設処遇ノ状況並ニ廃止後ニ於ケル之等児童処遇ノ見込状況」であり、三点は「学校廃止ニ伴フ貧困階層ニ対スル家庭経済ニ及ボス影響ノ有無見込」であり、四点は「最近ニ於ケル各学校別教員数、俸給月額一人当月平均額」であった。

大阪府として、勤労学校の貧民階層の児童の教育にいかなる効果があったのかを量的・質的に把握するための資料として請求したものと推定されよう。廃止後の影響の見込

を質した三点目は、貧民階層の財政的負担とそこから生じる不就学児童の増大は府当局の最も心配したところである。

大阪市教育部は、この照会に接した十月三日、早速、教育部として回答作業に着手する。例えば、学事係は同日付で三勤労学校長宛、一点目及四点目の回答を求めている。⁽¹⁵⁾

このように作業を経て、大阪府に回答したのは十一月二日であった。注目される三点目については次のように回答している。即ち有隣・徳風については、「家庭ノ状況ニ応シ学用品ノ支給、給食並被服ノ貸与又ハ其ノ生活費ノ一部ヲ補助セルモノニシテ、徳風、有隣ノ両勤労学校ハ之ヲ廃止スルモ事実上ハ其組織ヲ小学校ニ変更スルニ止リ従来通り其ノ方面ノ貧困児童ノミヲ夫々収容シテ従前通りノ児童処遇ヲ為ス」と従来と変更のないことを述べ、豊崎については、「一般小学校ニ収容スルモ」「本市児童就学奨励規程ニ基キ貧困家庭ノ児童ニ対シテハ学用品、食物ノ給与等ヲナス予定ナルヲ以テ何レモ貧困階層ノ家庭経済ニ影響ヲ来サ」ないと主張している。ちなみに、十五年度は一万八八七三円の予算を計上、十六年度は必要経費を計上して「貧困児童ノ処遇ニ遺憾ナキヲ期スル次第」と回答している。⁽¹⁶⁾ なお、ここにいう「本市児童就学奨励規程」とは、大

正十四年三月三十一日に制定されたものである。

こうした経緯を経て、大阪府は同年十二月十六日付、大阪府指令学第四二三四号「豊崎勤労学校外二勤労学校を昭和十六年三月三十一日限り廃止ノ件認可」し、同四二三五号で、小学校の設置を認可してきたのである。なおこの際、特に大阪府学務部長名で、「小学校ニ類スル各種学校廃止ノ件」(学第四二三四号)を大阪市長宛に発し、勤労学校廃止後は「貧困児童ニ対スル就学ニ関シテハ一層配意相成ルコトト存候へ共旧豊崎勤労学校ニ在学シタル児童並ニ其ノ方面ニ於テ将来入学スヘキ貧困児童ニ対シテハ特ニ其ノ家庭経済ニ留意シ就学奨励上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也」と初等科を持たない豊崎高小と貧困児童に対する配慮を喚起している。⁽¹⁵⁾

これを受けて大阪市は、昭和十六年二月四日豊崎のある東淀川区、有隣のある浪速区、徳風のある西成区長に宛てて、設置改廃を通告するとともに、各学校に通知するよう命じたのである。東淀川区長宛ての通告によれば、「将来其ノ方面ニ於ケル貧困児童ニ対シテハ特ニ其ノ家庭経済ニ留意シ就学奨励上萬遺憾ナキヲ期スベキ旨大阪府ヨリ通牒」があったことを書き添え注意を喚起している。また、豊崎校には、北、旭区内より通学している児童のあることをふまえ、両区長に対して同様の通知を送っている。

浪速、西成区長に対しては、有隣・徳風に在学している「児童ハ今回設置ノ有隣(徳風)尋常高等小学校ノ相当学年ニ夫々引継収容スル」こと及び、通学区域については、「従来ノ方法ニ依リ児童ヲ入学セシムルモノニシテ従テ本校ハ通学区域ヲ設ケないことを通知したのである。⁽¹⁶⁾

こうして三勤労学校は、昭和十六年三月三十一日に尋常高等小学校、女子高小学校に転換し、翌四月一日国民学校令による国民学校となった。

戦争への急坂をころげ落ちていた時期、貧しい子どもたちのための学校は認めないというのが本案であった。こうした一片の通知で、貧困の淵にある子どもが救われたかどうか疑問の残るところである。おそらく不就学へと落ち込んだと思われるが、いまのところ資料不足で確認し得ていない。しかし、戦後、西成・浪速両区に認められた多数の不就学児、昭和三十年代に入って設置されたあいらん小・中学校の存在は一つの解答にはなるであろう。実態を変える施策なくして解決はないことを示唆していたといえよう。

また、学校が廃され、通学すべき学校へもどる子どもたちの心境はどうであつたらうか。おそらく、「貧民学校」からの転入生として哀れみとべつ視のなかでむかえられたのではないかと考えられる。

(1) 『大大阪』第一六卷第六号、昭和十五年六月号、二二〇―二二頁

(2) 『毎日新聞』昭和十五年八月二十五日、中央社会事業協議会理事長赤木幹治の論説

(3) 『朝日新聞』昭和十五年十一月九日

(4) 安川寿之輔「水平運動と教育」(『部落問題の教育史的研究』部落問題研究所、一九七八年)一五八頁

もともと大政翼賛運動に組み込まれて、急速に転回したのではない。気運は徐々に醸成されてきたのである。例えば、昭和十五年二月一日発行の『融和時報』(一五九号)大阪公道会版には、「心ある同志よ大陸に行け」と題して「農村の次男三男坊は須らく青少年義勇軍に、健康なる世帯主は集団開拓民として満蒙の地へ、又商工都市の若人は商工移民として満蒙へ、北支へ、然して新大陸へ大和民族の根を確と植え、五族を指導し、東亜の民族をして八紘一字の皇国精神に依り開放し共有共栄の新東亜の契とならねばならぬ」ことを訴え、満洲移植をすすめていた(原田伴彦・渡部徹編『融和時報』第五卷、三二書房、一九八三年、三五二頁参照)。

(5) 以下の記載はすべて同資料及び添付書類による。添付書類以外は『大阪同和教育史料集』第五卷、二五二―二五三頁。

(6) 文部省『学制百年史』四六七頁

(7) 『近代日本教育制度史料』一五卷、二六七頁、二七一―二七五頁。但、正式名称は「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申」

(8) 『どんぞこのこと』二五三四頁

(9) 以下「実業学校ニ組織変更ノ場合ノ資料(付養護学園ノ開設)」による(『大阪同和教育史料集』第五卷、二五九頁)

(10) 「実業学校ニ組織変更ノ場合ノ資料」

(11) 本案に付された「廃校資料」のなかの「児童貯金ヨリ眺メタシ勤労」より貯金額は、有隣四〇〇〇円、徳風二〇〇〇円、豊崎三三〇円(徳風の貯金額は「どんぞこのこと」二一六頁にもあり、こちらが正確か。二二四頁以下参照)

(12) 「議案一五五号小学校ニ類スル各種学校廃止並小学校設置ノ件ニ関スル行政側説明準備資料」(『大阪府同和教育史料集』第五卷、二八六頁)

(13) 大阪市長宛大阪府学務部長宛「小学校ニ類スル各種学校廃止ノ件照会」昭和十五年十月一日

(14) 同文書の収容印に付された印から明らかである

(15) 「児童数調査ノ件」(『大阪府同和教育史料集』第五卷、二七六―二七九頁)

(16) 「小学校ニ類スル各種学校廃止ニ関スル件」昭和十五年十一月二日(同前、二七九―二八〇頁)

(17) 一連の史料は『大阪府同和教育史料集』第五卷、二八四頁。

(18) 「勤労学校廃止並小学校設置認可ニ付通知一件」昭和十五年十二月十八日起案、十六年二月三日決裁、二月四日実施(同前、二八三―二八四頁)